

経済産業委員会

令和2年3月16日（月）

午前9時59分～午後4時04分

議会第3会議室

【出席委員】千綿正明委員長、宮崎 健副委員長、御厨洋行委員、山下伸二委員、
野中宣明委員、重松 徹委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、
江頭弘美委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・経済部 百崎経済部長
- ・農林水産部 川副農林水産部長
- ・農業委員会 三島農業委員会事務局長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○千綿委員長

それでは、ただいまから経済産業委員会を開催いたします。

発言される方は、いつものように、委員長の指名後にマイクのボタンを押してください。

執行も簡潔な答弁に努めていただきたいと思います。

それでは、審査日程に基づき、当委員会に付託された議案について審査していきたいと思いますが、審査に入ります前に注意していただきたいことがあります。

限られた時間ですので、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、経済部に関する議案を審査いたします。

第18号議案について執行部に説明を求めます。

◎第18号議案 佐賀市中小企業・小規模企業振興条例 説明

○千綿委員長

ただいま説明が終わりましたので、何か御意見、御質疑等がある方は挙手をお願いしたいと思います。

○重松委員

今、ちょっとコロナウイルス関係で経済が相当落ち込んでおりますけども、条例自体、タイミング的によかったかなと思いますけども、しかし、つくっただけではやっぱり何ら変わらないわけでございまして、これをいかに活用していくかが問題だと思いますけども、まず、10条の教育機関の定義、これはたしか議案質疑の中で答弁されたと思いますけども、

そのほかに、意見徴収委員会の中で労働団体の規定がされていますけども、労働団体の役割というのは何なんですか。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

中小企業と小規模企業、いずれにしましても本市の企業の大半をほとんど占めているわけですので、やはりみんなで協力して、これらの企業の事業の振興を図っていく必要があるかというふうに思っておりますので、それについては、皆さんやっぱり地元企業を使いましょうということでの協力をしていただくということで考えております。

○重松委員

中小・小規模企業者への周知は、これも議案質疑があったと思うんですけども、市民の皆さん方には実際に内容がまだ伝わっていないと思うんですね。これからだと思いますけども、やはり関係者が、先ほど言われましたように、オール佐賀市で中小企業・小規模事業者の振興を図ることが必要だと思いますので、佐賀市民に対しての振興条例の認知を具体的にどういった形で取り組んでいくのか、これはまだ質問があっていないと思いますけど。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

御指摘のとおりでございます。周知の方法は大きく分けて2つ考えております。

1つは、市のパブリシティを使って、まず一般の方々に広くお知らせするようなこと。ですから、市報であるとか、市のホームページであったりとか、そういうものを使って広報するというやり方が1つ。

それともう一つは、どうしても中小企業と小規模企業を支えていращやるのは、やっぱり金融機関とか、商工会とか、商工会議所とか、そういうところが主に支えていращやるようになりますものですから、そこに対して、一緒になって関係者の方に周知をするというようなことを2つ考えてございます。

ですから、この条例が成立いたしましたら、私どもといたしましては、もちろん市報で広報したりとか、あるいは中小企業支援機関のほうに出向いて、御説明して周知をお願いするというようなことをやっていきたいというふうに考えてございます。

○山下伸二委員

理念条例であることは理解するんですけども、といいながら、一方で、4条、5条に基づいて、市としては具体的な施策を今からつくっておかれるというわけですよ、この条例に基づいて。具体的にどのような事業が考えられるのか、その点についてまずお示しいたきたいと思います。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

まず、第1項で書いているのは、経営に関する相談及び助言の充実に関することでございますので、中小企業・小規模企業がどのような状況になるかということ、どういうふうにお困りになられているかということが分からないので、やっぱりここできちっと中小

企業の支援機関——商工会議所、商工会、金融機関になりますけども、そこできちっと現状をお伺いするというようなこと。

第2項で掲げているのが経営の革新、事業の承継、創業の促進でございますけど、今の佐賀の経済界で一番問題になっているのは、やっぱりおやめになる方がたくさんいらっしゃるというようなこと。ですから、事業承継をいかに円滑に進めていくことが非常に問題だろうというふうに考えておりますので、ここはやっぱり力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

懇話会の中でも、この事業承継についてはぜひ盛り込んでくれという意見を多数の方からいただきましたので、ここはその意見を反映して盛り込んだところでございますし、後で御説明いたしますが、来年度予算についても、ここについては少し予算を手厚くしてございます。

それと、あと創業ですね。やはり社長がどんどん減っているという今の状況でございますものから、創業はやっぱり促進していく必要があるというふうに考えておまして、ここもやはり手厚く来年度予算で少し進めていこうということ考えております。

3番目は、販路開拓の促進でございます。昨年度、商工会議所、商工会と佐賀大学の3者が、佐賀市の中小企業と小規模企業の実態を調査いたしました。その中で一番お困りなのがやっぱり営業、売り先ですね。こういうことが非常にお困りだというふうなことでございますものから、ここについては引き続きお声を聞きながら、何か私どもと——既存制度でございますものから、その制度を運用しつつ、そこで足りない部分についてはどんどん詰めていこうというふうなことを考えてございます。

それとあと、次の経営資源の確保というのは、ここはいわゆる物でございます。人、物、金の物を指していることでございますけども、ここでも例えば設備投資をするときは、何か足りないということであれば、例えば、今回のコロナウイルスの関係でも、中小企業庁のものづくり・サービス補助金なんかの認定を受ければ、少し優先順位が上がるというふうなことでございますものから、そういうふうな周知を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、次の資金調達の円滑化に関することでございますけど、これは金でございますけども、この資金調達はどうしても必要でございますものから、少しでも事業者の方の資金需要に応えられるようなことを不断に考えてまいりたいというふうに考えてございます。大体そんなところでございます。

○山下伸二委員

内容は分かりました。

それで、既存の制度とか、新しい取組とかいろいろあるんですけども、それに基づいて、5条の中で総合的な施策を策定するとありますよね。施策を総合的に策定していくと。要は形に見えるもので、この条例に基づいた施策の一覧とか、そういった形みたいなものが

見えてくるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

最上位の計画は市の総合計画でございまして、あと、地方創生の計画を今年度つくりま
すけども、そこにも地域経済を発展させるためにはこんなことをやっていきますよと書いて
ございますので、そういうところに基づいてやっていきたいというふうに思っております
し、あと予算審議、あるいは決算審議、あるいは研究会などを通じて、議会のほうには
御相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○山下伸二委員

その件は分かりました。

あと13条の市の責務のところの工事の発注とか物品の関係、これは経済部だけではなく
て佐賀市全体になると思うんですけども、これはなかなか難しいところで、限られた予算
の中で、予算の制限がある中である程度高くても市のものを買うと、そういった考えの表
れだと思うんですが、その辺の兼ね合いについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

考えというか、思いでございまして、基本的には、市役所で発注するのはやっぱり
地元業者を使いましょうということを全庁挙げてやっていく必要があると思えますし、今
までもやってはきておりますけれども、さらに進めていく必要があろうかというふうに
思っておりますので、これは全庁で共有して、やっぱり市で稼いだものは市内の域内経済
循環を高めるようなことをしていかなきゃいけないと。そのためにはやっぱり市が率先
してやる必要があろうという思いで、ここの条文は規定をしてございます。

○千綿委員長

さっきの計画書は、最終的には作るの、作らないの。さっき山下委員は、その計画書
を作るんですか、作らないんですかと言われていました。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

総合計画と地方創生の計画の中に盛り込んでおりますので、それでやっていきたいとい
うふうに考えています。

○千綿委員長

新たには作らないということですね。分かりました。

○重松委員

ちょっと関連ですけども、若干、質問が違うかも分かりませんが、先ほど第4条
の5、資金調達の円滑化を図ることということで、今、コロナ関係で、国のセーフティ
ネットの融資が進んでいますけども、とにかく今までは、普通申込みしたら、2週間、3週
間かかっていたんですよね。でも、今回は緊急を要する資金なんですよね。倒産が目の前
にちらついている企業がいっぱいおるわけですから、とにかく1週間ぐらいで即融資を決
定するような、そういった国の考えはどうなんですかね。ちょっとこれとは違いますけれ

ども。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

委員御指摘のとおりでございます。私どもの担当事務といたしましては、要はその業種が該当するかどうかという認定事務が私どもの担当になります。ですから、私どもに御相談に来られた方は、書類がそろえば、即日認定しようということで取り組んでおります。基本的に即日やろうと思っております。私たちにできるのは、担当としてはそこでございますので、そこはきっちりやっつけようというふうに思っています。

○重松委員

コロナ関係はセーフティネットの5ですか。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

4と5でございます。4号が全業種で100%の補償で、5が80%の補償であります。5は全部で152業種プラス40。40は今回新たに指定された業種で、4号は全部です。

○重松委員

これは、取りあえず申込みは3月31日までで切るんですかね。ちょっと条例と関係ないですが。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

この認定業種については、期間が短いんですよ。ですから、その都度その都度、延長ということをしていきます。

リーマンショックのときもかなり長くありましたよね。このセーフティネット関係の事務は、ちょっとすみません、記憶が正確ではございませんけども、3年とか4年とかあったような気がします。そのくらいありましたものですから、やはり今回もそのくらい長くなるのかなと思います。いずれにしても期間の指定は短いです。それがずっと延長されていくというやり方でございます。

○山口委員

山下委員の質疑とも若干関連するんですけども、先ほど第4条の説明をされる際に、事業主の方が商売であれ、経営をお辞めになるケースが非常に多いというか、あるということでありました。

それと同時に、残念ながら佐賀市で事業をしながら、少し規模を拡張するだとか、周りが住宅環境になってきて、なかなか商売しづらくなって、ほかで商売をやりたいとかいうところがあってもなかなか適地が見つからない。佐賀市として、そしたら工業団地いかがですかと言われるけど、工業団地のように3,300平米も土地は要らないんですよ。そうした中で、やはり佐賀市の都市計画も絡んで、市街化区域の中が難しかったら調整区域でもその辺の開発を少ししやすくするとか、そういったところまでやっぱり踏み込んだ形でぜひお考えいただきたいんですが、今現在はどこまでお考えになっているんでしょうか。

○大野経済部副理事兼工業振興課長

現状としては、確かにおっしゃるように、今、大規模なところも含めて、私どもにお話をいただいたときには、農地などのここがいいよというようなところ、あるいは私どもが把握しているような物件を御紹介しながらというところをさせていただいております。

ただ、制度的には農政との絡みもありますので、誘致、あるいはそういう規模拡充のところは非常に困難なケースがありますけれども、現状として私どもも、私どもの立場として相談に乗りながら、拡充が可能な方向というのを探りながら、一緒にさせていただいているところでございます。

○山口委員

今はそうかもしれませんけれども、せつかくこういう条例をつくろうとされていますよね。5条に、先ほども言われましたように、総合的に策定しというようなところまで来ているので、ぜひ、外から呼ぶのも大切なんですけども、せつかく佐賀市で事業をやっているのにもかかわらず、外に逃げざるを得ない、逃げていってしまわざるを得ないというような環境も今まで幾つかあるんですよ。ですから、そういったところもぜひ踏み込んだ形でお考えいただくべきだと私は思うんですが、いま一度、いかがでしょうか。

○大野経済部副理事兼工業振興課長

先ほど申し上げたように、農政あるいは都市計画の関係などもございますので、そこは今の制度の範囲内でできる限りのところをやらせていただきたいと思います。

○川原田委員

その関連でちょっと質問しますけども、いわゆる企業、中小の企業とかを持ってくる中で、例をお話ししますと、私の近所の207号線沿い、今、トヨタとか日産とかダイハツとかいっぱいあります。あれが今回、唐津高規格道路の関係で移転するといったときに、あそこは多分まだ調整区域のままで、そこにまた新しい会社が来るというのは不可能だということ聞いたんですよ。

ですから、そういうところも絡め合わせて、早め早めにあそこ辺りは用途変更しておかないと、今、山口委員が言われたような小さな会社が入りたいといっても入れないというふうな状況が生まれてくるということがあり得るわけです。今回それが発覚したんですけども、唐津からの高規格道路で、企業名は言いませんけど、多分あそこあそこが動くというときに、現状ここは農地ですから農地にしてくださいと。そんなばかな話はないわけですよ。今までも何十年と会社がそこでやっていて、たまたまそういうふうな事情で動くというときに、ほかの会社は持ってこれないと。その辺はきちっと調べて、やはり早め早めに手を打っておかないと、経済部のほうは、いやいや、これは農との関係だからと簡単に言われますけども、このままだったら虫食い状態になるなど、早いとこ用途変更しておかないといかんということがありますので、その辺もしっかり考え合わせながら、それは所管の部署ときちっと連携を取りながらやらないといかんんですけども、そういうこともあり得るということをぜひ認識しておいていただきたいと思います。

○大野経済部副理事兼工業振興課長

嘉瀬のところを高規格の道路が通って、企業活動への影響というのは、私どもも建設サイドのほうからそういう計画があるということを知っています。今後、そういうものも含めて状況把握しながら、関係部署との連携も図らせていただきたいと思います。

○千綿委員長

ほかにはないですか。

1点だけ、いいですか。すみません。

先ほど創業という言葉が使われましたけど、今まで起業家とか、起こす業ということを使われていたんですけど、創業が使われた意味というのは別に何かあるんですか。起業家と、要するに企業を起こすというような意味で多分使われたと思うんですが、創業と言われましたよね。だから、あえて創業としたのか、今まで起業家育成とか、いろいろやってきた関連とちょっと若干違うのかどうか。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

こういう言葉の使い方につきましては、法律でどのようなことを書いているかということで、法律の言葉を引用して創業ということにさせていただきました。

○千綿委員長

別に他意はないということですね。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

他意はありません。条例でございますので、一つ一つの言葉の意味というのは非常に重要になってまいりますものですから、中小企業関係の法律から一つ一つ言葉を吟味して使わせていただいておりますので。

○千綿委員長

意味的には、そしたら起業とはまた違うようなイメージで使われているんですか。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

いや、意味は同じです。

○千綿委員長

一緒ですね。分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかにはないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、18号議案の質疑を終わります。

続きまして、第24号議案について執行部に説明を求めます。

◎第24号議案 佐賀市やまびこの湯条例の一部を改正する条例 説明

○千綿委員長

それでは、説明が終わりましたので、御意見、御質問等があれば挙手を。

○御厨委員

料金を改定した場合に、損益分岐点を超えるには何人の集客が必要でしょうか。

○古賀観光振興課長

この料金の改定だけで、完全に赤字が解消できるものではございません。そのために、予算のほうでも、指定管理料の委託料の改定を併せて行っております。

この料金の改定によりまして、最初は若干利用者が減ったりすることもございますけれども、それでも、やはり300万円程度の増収にはつながるものというふうに試算しております。これが元の利用者、それからさらに増えていけば、さらに収入が増えていくものというふうに考えております。

○千綿委員長

いやいや、だから、この金額で損益分岐点、何人の方が来られないと赤字になるんですかということを知っているから、人数をちゃんと答えられませんか。

○古賀観光振興課長

損益分岐点といいますか、この計算をする際に、現在の利用者数、11万7,000人程度の入館者があれば、ほぼとんとんになっていくものであるというふうに考えております。これは指定管理委託料と合わせまして、そうなるものと考えております。

○御厨委員

一応は理解できました。つまりは、11万7,000人を1回は値上げで下回るだろうが、その後、様々な努力をして、もう一回引き上げて、11万7,000人を超えればそこが損益分岐点ということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、よろしくをお願いします。

○千綿委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

私のほうから1点だけいいですか。

実際、今度この後にも、やまびこの湯の指定管理者の条例が出ていますよね。料金改定と指定管理者が同時期に出たということは本来おかしいでしょう。そこは部長ちょっとやっぱり言わないとけないですよ。

○百崎経済部長

今、委員長のほうからお話がありました。

実は、去年の夏ぐらいに公募をかけております。1社参加表明がございましたので、その後に指定管理者申請が上がってきたところでございまして、上がる際に条件というか、要望がっております。それが今、御説明した使用料の改定、それと、指定管理料が今のままだったらやっていけないので、指定管理料を上げていただきたいというようなお話がありました。その分を候補者のほうと協議する。それと、地元のほうに使用料を上げる

場合は、了承というか、その辺も必要ですので、その辺の説明会等々を経て、今に至っております。

本来であれば、指定管理者の議案は、それと料金の改定、条例の改正については12月定例会に上げるべきでしたけど、今回、3点合わせての提案になっております。申し訳ございません。

○千綿委員長

分かりました。

そしたら、ほかに24号議案はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、24号議案の質疑を終了します。

続きまして、38号議案について執行部の説明を求めます。

◎第38号議案 佐賀市やまびこの湯の指定管理者の指定について 説明

○御厨委員

以前、経営努力をしていただきたいと私ちょっとお伝えしまして、ホームページについているフェイスブックがえらく古いとか、あと現金しか使えないのはいかがかというふうに質問しましたがけれども、その後、フェイスブックは1回更新されているようでした。

現金しかいまだに使えないのは、何か理由はありますでしょうか。何か御存じだったら教えていただきたい。現金のみで、キャッシュレス化されていないという点について、理由が分かれば教えていただきたいです。

○古賀観光振興課長

使えない理由として、我々も申入れはしておりますけども、はっきり原因といいますか、そこまではありません。ただ、検討はしていただくようにお話をしておるところでございます。

○御厨委員

もう一点なんですけれども、ちょっと視認性が悪いなど私感じておりまして、誘導看板等をつける場合は、これは佐賀市がやらなければいけないんでしょうか。それとも、この創裕のほうの努力といいますか、費用でつけるんでしょうか、いかがでしょうか。

○古賀観光振興課長

市の施設でございますので、基本的には市が行う部分と、それから営業されている創裕がそういった宣伝をしたいということで、独自にされている部分もあると思います。

○御厨委員

私自身も何度となく見に行きまして、周りの方々にもちょっとお話をしましたけれども、認知度がちょっと低いですね。実際行ってみたら分かりにくいので、やっぱり誘導看板等をつけて、もっと集客を上げていただきたいなというのを伝えていただきたいなと思っております。意見ですけど、答えがあればお願いします。

○古賀観光振興課長

そのように、指定管理業者とも協議してまいりたいと思います。

○江頭委員

今回、指定管理料も上げて、創裕と協定を結んでいるわけですけど、協定書を隅々まで読み解いたわけじゃないんですけど、例えば、どうしても経営的に無理だと、6の資料の責任分担の中にも事業の中止、延期、市の指示によると市だと、指定管理者の事業放棄、破綻だと指定管理者が負担というふうになっているんですけど、19条のところにも履行できる見込みがないと認められるときとかいう項目もあるんですけども、万が一、どうしてもできないという状況に陥ったときは、指定管理者と双方で話し合うということなんですけど、この市の指示によるものというものの責任分担、ここに示されているものはどういうふうに理解していいのか、そのあたりをお願いしたい。

○古賀観光振興課長

ここでいう市の指示によるというところは、例えば、今回のコロナウイルス感染症拡大防止のために臨時閉館しておりますが、これは市の指示による閉館というふうに位置づけられると思います。その場合に出たいわゆる損失ですね、その部分については、市が負担を負うという形になるというふうに考えております。

これが逆に、指定管理者の会社の都合で、例えばどうしてもできないということで閉館になる場合は、その際に協議して、どういった形に持っていくのかというのをやるというような規定になっているところでございます。

○江頭委員

例えば、今回、こういうコロナウイルスの騒動もあるんですけども、経営的にやっぱり無理だよなというところの事業中止、やまびこの湯を中止するという判断もこの部分でというふうに読み取れるわけなんでしょう。要するに、そういうケースもあるというふうにこの部分は考えていいわけですね。

○古賀観光振興課長

実際に、やまびこの湯単体ではなくて、例えば、この会社そのものの都合によりどうしても経営が続けられないということも可能性としてはあると思います。やまびこの湯単体でもその可能性はあると思います。

例えば、どうしても何かの都合でここの経営を続けることができないとなった場合は、当然、それ以上は経営が続けられないわけですから、その後をどうしていくのかとか、その際に出た損失をどうするのかということを実業者と協議させていただくということになると思います。そういった記載になっているということです。

○野中宣明委員

前回は、たしか3社ぐらい、複数あったということで、今回は1社の応募なんですけども——応募に関してなんですけれども、応募が1社になった要因を教えてください。

○古賀観光振興課長

まず1つに、こういった温浴事業というのは非常に特殊なものでありますので、そういったものをできる業者が少ないと。通常の販売事業とか、そういったものに比べて少ないというのが1つあります。

それから、やまびこの湯につきましては、やはり入館者が減っていると。こういった温浴事業の厳しい経営状況というのは、やはりどこも共通ですので、参入しにくい状況があるのかと思います。

もう一つは、やまびこの湯のほかにもたくさん温浴施設ができておりますし、入館者の増とか、そういった施策が非常に今、環境的にも厳しくなっているというような要因があるのではないかというふうに推測しております。

○野中宣明委員

そういった要因というのは大体いつぐらいに気づかれたんですかね。これは前回あったのが5年前ですかね。気づいた時期というのは、大体いつぐらいでしょうか。

○古賀観光振興課長

気づいたといいますか、今の株式会社創裕の指定管理が始まった平成27年度の前はまた別の会社がしていたんですが、そこが途中でやはり経営が成り立たなくなったということで、撤退したいというところがあった時点で、非常に経営が厳しくなっていたという事実はあります。

そこで、また募集をかけたところ、2社から参加表明があって、結局は今の株式会社創裕が申請を出されてきたというところで、非常に厳しい状況はその時点からあったというふうには認識しております。

○野中宣明委員

その時点で厳しい状況、変化があったというのを認識されていたということであれば、行政として指定するという立場にあって、やはり何らかの手だてを打たないと、競争性といいますか、公募をしていく中でのそういうところが不足してくると思うんですけども、その点、何か手を打たれた点というか、どうされたのかちょっと。

○古賀観光振興課長

最初の指定管理者は、専門的な業者ではなかったというのが1つあります。平成27年から株式会社創裕が指定管理者になったときに、これは温浴施設の専門業者で、非常に複数のそういった施設を運営されていましてから、スケールメリットとか、そういったもので、この事業者であれば今のこの状況を改善していけるのではないかという期待感はそのときございました。

実際に、初年度はそれまでよりも非常に改善して、赤字幅が大幅に減ったという事実もございました。我々も期待しておったんですが、やはりその後、先ほど説明しましたように原油が非常に高騰してきた、それから、人件費、労務費の上昇が非常に大きくなってき

たというような社会的な要件もありまして、経営がここ二、三年悪化してきたという状況があります。

それで、この二、三年につきまして、それまで指定管理委託料というのは設定していなかったんですけれども、指定管理委託料を年度協定で設定させていただきまして、指定管理委託料を払うなどして、経営の支援といえますか、そういったものを行ってきたというような状況でございます。

○重松委員

この指定管理料とは別に、あらかじめ修繕費とか、耐用年数がそろそろ限界に来ていると、そういった取決めはしてあるんですか。

○古賀観光振興課長

基本的には市の施設ですので、細かい修繕とか、業者が使われているものにつきましての修繕は指定管理業者が行っておりますが、本体に係るいわゆる老朽化とか、そういったものは市のほうで予算化しまして、順次、必要なものから修繕を行っているという形でございます。

○山口委員

先ほど野中委員が質問された分に関連するんですけど、もともとこれを募集する際というのは、これまで委託料というのは発生していなかったんですよ。それで、昨年の夏ぐらいにこの指定管理の募集というか、準備を始めたということだったんですが、その際に募集されたときというのは、あくまで指定管理料はゼロベースでの募集をされているんですか。それとも、ある程度、これだけの金額は決めたということで募集されているんですか。

○古賀観光振興課長

実際の指定管理委託料は年度協定とかで決めますので、その都度、その年度の予算で承認をいただくということになっております。

募集の際は、平成31年度の指定管理委託料が450万円ございましたので、それを参考価格として上げております。それで、応募する際に希望の指定管理委託料というのも示していただくような形での募集になっております。

○山口委員

これから予算の説明があろうかと思いますが、結構な予算で今度指定管理をお任せするような形になるわけですよ。募集をかける時点で450万円出して、あとは業者と調整しながらではなくて、本来であれば、あらかじめ佐賀市が予算化した上で募集をかけるべきではないのか。これだけの予算で委託の募集があっている、これだけの予算を組んでもらっているんだということであれば、ちょっとうがった見方かもしれませんが、ひょっとしたらほかにも手を挙げる企業がいたんじゃないかなという気がしないでもないんですが、ずっとそういうやり方を今までされているんですかね。

○古賀観光振興課長

まさに今おっしゃったとおり、今回のやり方としては、ちょっとイレギュラーな部分がありました。といいますのは、料金の問題がありまして、料金につきましては条例事項となっておりますので、条例の変更が必要になっています。

ただ、前回、指定管理の募集を行うときは、条例の内容で募集をかけて、それで契約しておりますので、ちょっとこの指定管理の5年間の間に料金改定するというのは非常に難しい部分がありましたので、今回、指定管理の募集を行うに当たりまして、料金の改定も先ほど御説明しましたように一緒に考えなければいけないという点がありましたので、そこはまだ決定していない時点で、じゃ、指定管理委託料を幾らにするのかという確実な額が我々も示せなかったという部分は確かにございます。

そういう意味では、募集の仕方としては、少し通常と違った部分がありますけれども、今回、創裕のほうと指定管理委託料、それから、料金の改定ともに合わせまして、協議をずっとさせていただいてきたと。それで、今回の指定になったという経緯でございます。

○山口委員

指定管理の募集の仕方としては、今回がはっきり言ってイレギュラーなんだと。料金の改定とかいろいろ言われたんですけども、指定管理者を募集する際は、その辺もろもろのことはやっぱりきちっと整理をした上で、あくまで佐賀市としてはこれだけの予算があります、これに対して皆さんいかがですかというテーブルの上でプロポーザルを行って、できればやっぱり1社じゃなくて2社、3社の方に応募していただくということが本来あるべき姿じゃないかなと。

今回の件は、こう言っちゃなんですけど、あくまでもそれありきで、まずはやりました、創裕に決定しました。それから料金を改定してから、指定管理料もまたあなたがいいんだったらこれだけ上げましょうねというふうにしかな受け取れないんですよ。だから、そのあたりは実際いかがなんですかね。

○古賀観光振興課長

先ほど申しましたように、指定管理委託料につきましては、応募される方の希望を示していただきたいという形での募集にしましたので、実際、創裕のほうからもかなり高額な指定管理委託料の希望がありました。その後、協議して、また予算のところで説明いたしますけれども、今回の指定管理委託料の協議をして決めさせていただいたところでございます。

○山下伸二委員

これは、料金改定と指定管理とちょっといろいろ絡まっているので、どこで質問していいかなかなか分からないんですけども、今のやり取りを聞いていて、5年間の契約なので、その途中で料金改定の条例なんてというふうに言われたんですけども、私はずっと思っていたのが、こういうふうに経営が非常に厳しいということであれば、途中で料金改

定をすれば、この料金であれば、次の指定管理のときに、私は今までやっていなかったけど手を挙げますよというところが出てくるんじゃないかと。それが本来あるべき行政が行う指定管理のやり方ではないのかなと思っていたものですから、何で途中で料金を上げられなかったのかといたら、契約があったのでできなかったと。それはやっぱり条例上はできないということですか。確認です。

○古賀観光振興課長

条例の変更ですので、技術的にできないということはないと思います。ただ、やはりそれで契約しておりますので、それでやっていただきたいという我々の希望もありました。

あともう一つは、2年前から、三瀬の自治会のほうにも参りまして、経営状況が厳しいという説明をさせていただきながら、料金改定をさせていただきたいというお話をさせていただいております。なかなかすぐ言って、すぐ改定という形には、やっぱり地元のほうの思い入れも強い施設でございますので、それはできませんので、その時間も非常にかかったというのがもう一つあります。先ほど、その分の説明がちょっと抜けておまして申し訳ございません。

○山下伸二委員

なかなか難しいというのは十分分かるんですけど、そうすると、今回、指定の期間が5年間ですよ。こういう状況であれば、例えば、これを3年間にするとか、そういったことは考えられなかったのか、そこを。

○古賀観光振興課長

3年間というのも、もちろん選択肢としてはあると思います。ただ、こういった温浴施設で、施設を使った経営をやっていかれるわけですので、やっぱり3年とか短い期間で決めるのではなくて、5年間ぐらいのスパんで、今回の考え方としても、徐々にお客さんを増やして行って、経営者のマインドとしてよくしていきたいと。

正直ずっと赤字が続いておりましたので、やはり経営者のほうも非常に守りに入っている部分がこれまでございました。これをやはりもっとよくお客さんのサービスを上げていこうとかいういいマインドが出てくれば、それがいい方向に変わっていくと。それには、少し時間をかけながらやっていくというのも、ひとつ方法ではないかというふうに考えております。

前回は5年間でしたし、今回も5年間ということで、これは短絡的に同じ期間というものではなくて、それぐらいのスパンをもって経営を改善して、それからお客さんたちにたくさん来ていただくような施設にしていきたいという思いもあります。

○野中宣明委員

そういった指定管理料の決め方というのは、ほかの自治体でもされているんですか。そういう何か事例があるんですか。

○古賀観光振興課長

基本的に指定管理料につきましては、こういう施設の場合は、その施設を運営、維持していくために必要な額ということでございますので、その都度、前の年とか、その間の経営状況とかを見ながら年度協定によって定めていくという形になっておりますので、前の経営状況とかを見ながら、今年は幾らにしようという形で上がることもあれば、下がることもあるということはあると思います。

○野中宣明委員

公募前の話ですね。だから、公募する際の指定管理料の設定の部分ですよ。あらかじめ行政からこれぐらいということで公募をかけていくということが妥当かなと思うんですけども、さっきからのお話だと、公募してから、その辺の協議をするということなので、ちょっとそういうケースというのは、ほかの自治体もあっているんですかね、佐賀市だけですか。

○古賀観光振興課長

ほかの自治体にそういう事例があるかどうかというところまでは、ちょっと我々も把握はしていませんけれども、今回、先ほど申しましたように、料金の改定を併せて行いたいという我々の意向がございましたので、その分と併せて指定管理委託料を調整していきたいというふうなつもりでございました。

○山口委員

年度協定でということは、例えば、指定期間は5年間であっても、毎年毎年その指定管理料というのは変わってくるという認識でよろしいんですか。

○古賀観光振興課長

基本的には指定管理委託料というのは、変わらずしていくのが望ましいとは思いますが、やはりそのときの状況によって、指定管理委託料は増減する可能性はあると思っております。

○山口委員

例えば、ちょっと全く別の話なんですけど、私、以前も一般質問でやったことがあるんですけども、中学校とか小学校の給食を外部委託する。あれは協定書とか見せてもらったんですけども、5年契約で委託料が何千何百万円ときちっと決まっているんですよ。ですから、あとは管理を任せただけでこれとやってくださいと。当然お客さんが来られるこういうケースとは全く異なると思うんですけども、難しいとは思いますが、年度年度で委託料が変わる、もし向こうが厳しいからこれぐらい上げてくださいということになれば、当然協議の上だとは思いますが、行政としては、その分やっぱり払ってやらなければいけないというやり方というのが果たしていかなものかなと思うんですけど、今までずっとそれで通されてきているんですね。

○古賀観光振興課長

基本は指定管理委託をしている5年間ということで、最初にある程度の計画を出して

いただきますので、それに基づいて決めていくものであるというふうに考えます。

今指摘がございましたとおり、指定管理委託料は年度協定において定めるというふうになっておりますので、それぞれその年度で予算を要求していくという形になっていくと思います。

こういった施設におきましては、非常に経営状態がよければ、例えば、利益に対して何%を戻してくださいとか、そういった契約もありますし、あとは、5年間で徐々に指定管理料を減らしていきますとかいう契約もあるというのは——そういうのも確かにあります。

ここのやまびこの湯につきましては、年度協定で定めとなっておりますので、今回また予算のところでは金額のほうは説明いたしますけれども、その金額でやってくださいということでは今話をしております。

我々としても、これを年度ごとに変えていくと。さっきも申しましたように、5年間でよくしていただきたいと思いますと思っていますので、これを軽々に変えるというような考えは基本的には持っておりません。よほどの何か状況があるとかいう場合には、そういった可能性があるという意味で先ほど申し上げましたけれども、これが簡単に変わっていくというようなことではございません。

○千綿委員長

予算のほうでもまた出てきますので、もし疑問が湧いてきたら、そのときにでもお願いしたいと思います。それでは、これよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、第38号議案の質疑を終わります。

続きまして、第1号議案を審査します。

まず、歳出第5款について執行部の説明を求めます。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第5款関係分 説明

○千綿委員長

ちょっとすみません。1回ここで切りたいと思います。

ずっと説明して、ずっと質問するのも大変でしょうから、ちょっと細かく切っていきたいと思いますので、3目で1回切ります。

すみません。ちょっとお願いしたいのは、以前、経済産業委員会で決算の附帯決議にされた、例えば諸富家具で何か1個あったと思うんですが、そういう附帯決議に沿って何か若干増額されたとか、こういう対策をとっていますとかいうのがあったら、そこはちゃんと説明してください。要は、経済産業委員会で附帯決議を受けてこうなりましたということを書いていただかないと、どこでどう私たちの附帯決議が生かされているのか全然分かりませんので、そこはそういう説明も併せてお願いしたいと思います。

では、今の3目までの説明で何か御意見、御質問等があれば、よろしくお願ひしたいと

思いますが。

○御厨委員

339ページのタウンマネジメント事業費補助金なんですけども、ざっと御説明いただきましたけど、それぞれ内訳を教えてください。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

タウンマネジメント事業補助金でございますけれども、まず、ユマニテさの管理運営と、あとイベントなどに要する経費として1,950万円、それと空き店舗をまちなかに誘致するときに改修費補助を出しておりますけれども、それが500万円、それと唐人町のチャレンジショップキャストの運営費の補助金が480万円でございます。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

じゃ、ないようでございますので、4目のほうの観光費をお願いします。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第7款第1項第4目、第5目関係分 説明

○千綿委員長

取りあえず、ここで切ります。

4目と5目について、何か御意見、御質問等ございましたら挙手を。

○山口委員

6番の資料の5ページ、観光案内拠点設置運営支援事業なんですけど、申し訳ありません、経費の内訳のところの3,000万円の内容をもう一度御説明していただいてよろしいでしょうか。

○古賀観光振興課長

こちらのほうは議案質疑でも説明しましたが、少し詳しく説明させていただきます。

テナント料が524万7,000円、人件費が1,600万円、光熱水費が275万3,000円、事業費が300万円、それから、備品購入費が300万円となっております。以上です。

○山口委員

最後が——300万円、300万円をもう一回言ってもらっていいですか。

○古賀観光振興課長

事業費として300万円——事業開催費ですね。それと、備品購入費が300万円です。

○山口委員

それで、先ほど御説明の中で、53坪の面積の半分半分を県と市でそれぞれ補助していくというような御説明があったと思うんですけども、補助の仕方というのは、大体、令和2年度以降の話としてはどういう形になるのでしょうか。

○古賀観光振興課長

この分につきましては、佐賀市観光協会に対して、佐賀市が家賃、いわゆるテナント料の分の補助金として、補助金を出すという形になります。県のほうも、佐賀市観光協会に対して同額を補助していくという形になります。

○山口委員

テナント料の補助だけですか。あとは例えば、ここで働く人の人件費だとか、いろんなものに関しては関係ないのでしょうか。

○古賀観光振興課長

もちろん、人件費につきましても、引き続き補助していく形になるというふうに考えております。

○千綿委員長

だから、その内訳を今聞かれているので、人件費も例えば市と県が同額なのか、その辺を聞かれているわけですよ。

○古賀観光振興課長

失礼いたしました。

人件費につきましては、市が観光協会に行く人件費の補助を基本としまして、それに対して佐賀市のほうに県が支援の補助金を行うという形になっております。ですので、佐賀市の会計のほうに県の補助金が充当されるという形になります。

○千綿委員長

家賃は真っすぐ観光協会に行くんだけど、人件費は1回佐賀市に入るということでいいですか。

○古賀観光振興課長

そうです。県の補助金の対象が、市が観光協会に対して支払う人件費が対象経費となっておりますので、それに対する補助金です。

○山口委員

ちょっと今の流れの説明では非常に分かりにくいので、よかったら、これは資料で先ほど言った補助金の内訳、令和2年度の分に関しても、それが県と佐賀市がどういう持ち分になっているのか、どういう流れで行くのか。真っすぐ観光協会に両方行くのか、それともさっき人件費等については、1回県から市に来て、市から向こうにという流れがあったと思いますので、そのあたり、できれば何かまとめた資料みたいなものはできませんか。

○古賀観光振興課長

今日中に作ります。

○千綿委員長

じゃ、今日中に全員に棚入れできますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、お願いします。

ほかに。

○御厨委員

関連ですけれども、コンシェルジュ機能を持つということで聞いておりますけれども、そのコンシェルジュをされる方というのはもう既に決まっているとか、研修を進めているとか、何か情報がありましたらお示してください。

○古賀観光振興課長

新たに採用する人はまだ決まっておりません。基本的には、コムボックスの中には新たにそういったコンシェルジュを採用しようというふうに考えております。それと別に、佐賀市観光協会の旅行課がここに常駐するという形で今考えております。

もちろん、観光協会の職員、既にいる職員もそうですが、新たに採用する職員についても、先ほど御指摘がありましたように、ここでコンシェルジュ的な説明ができるように、情報収集とか研修、そういったものも行ってまいりたいというふうに考えております。

○江頭委員

この3,000万円というのは、佐賀市が観光協会に補助していますよね。その分のどのくらいの割合になるんですか。全体的に佐賀市が観光協会に今、いろいろな補助をやっている総額の中でこの3,000万円というのはどのくらいの割合になるか、その1点だけお願いします。

○古賀観光振興課長

今、佐賀市観光協会に補助金という形で出しておりますのは、予算上、この4目にありました最初の観光一般経費の中に入っておりますが、約4,400万円程度が毎年補助金として出ております。

今回、それとは別にコムボックスの開設の費用として3,000万円というふうになっております。そのうちのさっき言いました備品購入費などは、初年度のイニシャル経費的な開設のために必要な経費になってきます。それと、県から人件費の補助金が入ってきますので、これが県のほうは最高600万円というふうに限度額が決まっておりますので、その分が佐賀市のほうに入ってくるという形になっております。

○江頭委員

ということは、来年度からこの3,000万円弱のお金が随時この部分には出ていくというふうに認識していいわけですね。

○古賀観光振興課長

そのようになると考えております。

○山下伸二委員

ちょっとすみません。予算を追っていて分からなかったんですけども、今、佐賀駅構内にある観光案内施設の費用はどこに上がっていましたか。

○古賀観光振興課長

佐賀駅の観光案内所につきましては、観光一般経費の中で、委託という形で見ております。ここは、JRのほうが公共用施設ということで無料でしておりますので、そのテナント料というのはございません。ここを運営するため、今、3人の職員のローテーションで回しておりますけども、案内所の委託料として429万4,000円となっております。以上です。

○山下伸二委員

その委託料はどこに、何ページに上がっているか、ちょっと教えてください。3番の資料の何ページ。

○千綿委員長

3番の資料のどこに入っているのかどうか。分かりますか。分かる方で答えてもらって結構ですよ。

○古賀観光振興課長

345ページの4目の上から2番目の観光一般経費の中に入っております。

○山下伸二委員

ということは、節でいうと、347ページの13節の委託料の中に入っているという認識でよろしいのか、ちょっと確認だけお願いします。

○千綿委員長

今の委託料の中に入っているかどうか即答できる方いませんか。

○古賀観光振興課長

委託料の中に429万4,000円入っております。

○山下伸二委員

そしたら、テナント料はかかってないということなんで、人件費3人分ということですから、これは前年度と大きな変更はなくて、令和2年度以降もこの四百数十万円の委託費はこれからもかかっていくという認識でよろしいかどうか。

○古賀観光振興課長

駅の中の観光案内所はそのまま存続しますので、そのままかかってくるということになります。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、私から1点、347ページのインバウンドの件なんですけど、国では各国の1人当たりの落とす金額とか出ているじゃないですか。今からインバウンド、日韓関係だ、日中関係だといろいろカントリーリスクが高い国に関しては、やっぱり非常に厳しくなってくる可能性があると思うので、今、佐賀の中でどの国の観光客がどのぐらい来られていると、県内でも結構なので、把握はされていますか。それと、1人当たりは大体どの

ぐらい使われていると、もしそのデータがあれば資料としてもらいたいんですけど、ありますか。何か、県内はタイが多かったりするじゃないですか。

○古賀観光振興課長

佐賀市だけで消費額というデータはないんですけど、県とかいう単位では……

○千綿委員長

県で結構です。資料としてもしよければ、あればすみません。

それと、さっき言った今後の中国、韓国に関してはカントリーリスクが高いじゃないですか。ほかの国でもカントリーリスクが高いところがありますよね。やっぱりインバウンドを考えたときに、カントリーリスクが高いところを誘致しても、こういったことがあったときに打撃が大きいじゃないですか。それをどう考えていくのかということをやっぴり考えておかないと駄目だと思うんですが、その件についてちょっと見解があれば。

○古賀観光振興課長

今御指摘のとおり、やはり今回の件で1か所に滞留するような展開というのは、やはりカントリーリスクという意味で非常に影響も大きくなってしまいうことがあります。

そういうことで、今後はそういったところも含めながら、やはり広く展開していく必要があると思いますし、最近、佐賀のほうも欧米からのお客さんが徐々に出てきているという状況もございますので、これからはそういったところにも、これまであんまり力を入れてこなかったんですけども、欧米とか、あとはアジアでも、韓国、中国以外のところにももう少し力を入れていくような展開を検討してまいりたいというふうに考えております。

○千綿委員長

その資料を併せて今日中にいいのかな。その資料は今日中で大丈夫。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、お願いします。

それでは、ほかにないようでございますので、次の6目温泉振興費と7目熱気球大会開催費までお願いします。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第7款第1項第6目、第7目関係分 説明

○千綿委員長

ここで、取りあえず切ります。何か御意見、御質問等あればどうぞ。

○山口委員

やまびこの湯の指定管理のことで、ちょっとしつこいようでも申し訳ないんですけども、経済部6で基本協定書を提出いただいておりますよね。基本的に、この基本協定書の中には指定管理委託料の話は全く出てこないんですけど、先ほどの話でいくと3条に別に年度協定を締結するとあるんですが、この年度協定みたいなのにそういった数字的なものは出てくるんでしょうか。

○古賀観光振興課長

指定管理委託料は年度協定書に出てまいります。

○千綿委員長

それは、資料はないんですよね。

○古賀観光振興課長

まだ出していません。

○山口委員

よろしかったら、その年度協定書も、必要以外の部分は黒消しでもいいので、資料とさせていただきますかね。

○古賀観光振興課長

では、先ほどの資料と併せて提出をさせて……

○千綿委員長

それは多分出してもらって説明が要りますよね。当然要ると思うので、もし出せるのであればどのぐらいで出せるか、ちょっと答えられますか。

○古賀観光振興課長

午後出すように準備します。案ですね。今のはまだ……

○千綿委員長

案で結構なので、午後のどのぐらいかということで今後の進行も考えなきゃいけないので、午後何時ぐらいということを言っていたいただければ。

○古賀観光振興課長

3時ぐらいであれば。

○千綿委員長

3時ですね。そしたら、分かりました。説明が当然要るということなので、それは中断して、また再開しますので、それでいいですか。そうしたほうがいいですよ。審査は終わらずに取りあえず休憩していきますので、よろしくお願いします。

それでは、ほかに。

○野中宣明委員

そのやまびこの湯ですけど、指定管理料の1,000万円になった数字の根拠をちょっと示してもらっていいですか。

○古賀観光振興課長

やまびこの湯は、前の資料でも示しておりましたとおり、約1,500万円近い赤字がここ二、三年出ておりました。そこから勘案しまして、じゃ、指定管理委託料と、それから使用料をどのように設定していくかというところで考えてまいりました。

それで、今回利用料金の改定、これによりまして、最初は沈み込みますけど、瞬間的には下がると思いますけども、やはり300万円から400万円の増額が見込めると考えておりま

す。それと、指定管理委託料1,000万円合わせまして、やはり1,300万円、1,400万円の収入増につながるというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、利用者が二、三か月して戻ってくれば、これまでの赤字を解消できるぐらいの収入があると見込める額としまして1,000万円というふうに考えて協議いたしました。

○野中宣明委員

そしたら、指定管理者の経営努力の部分、この経営改善というところでは大体幾らぐらい見込みをされているんですか。

○古賀観光振興課長

今申し上げましたとおり、これはあくまでも今ある赤字を止める分ぐらいですね。本当に最低必要な額ということで、もうけは入っておりませんので、これから後、指定管理業者が経営努力をされて、お客さんを増やすことによって利益を上げていただいきたいというふうに考えております。

○野中宣明委員

いわゆるその経営改善の担保というか、経営努力をどうしたいかという事業計画というのはあってしかるべきだと思うんですけど、そこら辺は指定管理者のほうからどう示されているんですかね。

○古賀観光振興課長

これまでに増して、やはり施設内でのイベントを増やすとか、そういうふうな事業計画上で利用者を増やすというような様々な努力をしていくということを運営計画の中では示されています。

それから、その中で示されているものは、三瀬のほかの施設、例えば、どんぐり村でありますとか、それから、果物狩りもありますし、サイクリングもありますので、こういったものとの連携も図っていくと言われております。

それで、私ども協議をする中で、何度も本社のほうとも話をさせていただきました。その中で、その辺は非常に我々も強く要請いたしました。会社のほうは、そこはぜひ佐賀市が応援していただくのであれば、我々はもっと一生懸命頑張りますというお言葉もいただいておりますし、これから令和2年度には、先ほど少し予算の中でも説明しましたけども、やまびこの湯を含めた三瀬地区の観光振興、こういったものをこれまで以上に少し力を入れて取り組んでいながら、三瀬全体の盛り上がり、そして、それによる集客増、利益アップというところにつなげていければというふうに考えております。

○野中宣明委員

その先ほども言われた周辺施設との連携ということなんですけども、いわゆる事業計画の中でそういった連携をしていきたいというようなことが表れているということなんですけど、当然そうなってくると、スタートに当たって今後連携をどうしていくかというよ

うな話が——そこからスタートするんじゃないくて、常にどういった連携を図っていくかという協業であったり、事前のそういった調整というか、そこら辺が進んでしかるべきだと思うんですけども、そこら辺は今どのような状態なんですかね。

○古賀観光振興課長

まだこの協業、いわゆる料金の協業、それから、指定管理委託料の協業、こういったものを行っておりましたので、今申し上げたものと、じゃ、こういった割引チケットを出そうというようなところまでは、まだ具体的にこれを出そうというところまではいっていません。

ただ、今申し上げましたように、これとこれ、例えばサイクリングと併せた割引切符が出せないかとか、それから、キャンプと温泉を併せた割引切符が出せないか、そういうのはできると思いますというような話合いはもう既にさせていただいておりますので、今回、議会が終わりまして、指定管理ということがきちっと確定しましたらば、すぐにそういったものに着手してまいりたいと考えております。

○山下伸二委員

確認です。先ほどの料金改定の条例のところ、御厨委員のほうから料金改定に伴う人員のプラマイのところですね。今の11万7,000人程度あれば料金改定でほぼとんとんという答弁をいただいたと思うんですけども、運営費として今回、昨年からそれプラス500万円ですよ。その500万円のところの上乗せ分というのはどこに充てるんですか。これまでの累積の赤字の解消に充てるのかどうか。

○古賀観光振興課長

料金改定だけでは、要するに一千四、五百万円の赤字は解消できません。料金改定では三、四百万円というふうを考えております。当初300万円から500万円程度で、あとの1,000万円分を指定管理委託料でというふうと考えております。

○山下伸二委員

先ほどの条例議案でのやり取りのときに、料金改定で11万7,000人程度が来れば、それでほぼとんとんですという説明を受けたような記憶があったものですから、ちょっと……

○千綿委員長

損益分岐点のことですね。

○山下伸二委員

そうです。そういったことがあったので、そこをちょっと確認です。

○古賀観光振興課長

すみません。私の説明がまずかったかもしれませんが、そのときに指定管理委託料と合わせてということで申し上げたつもりでございました。すみません。

○江頭委員

この一連の質疑の中で、研究会での料金改定と指定管理料の上乗せの話が出たんですけ

ど、料金改定には条例を提出しなくてはならないからなかなか決めかねていたと。しかし、研究会の資料の中でスケジュールを見ると、皆さんたちが示したのは、指定管理は今回の定例会に、料金改定は5月になっているんですね。何か指定管理料を値上げするのも全く、創裕ありきでずっとやっている部分しか——そういうふうを感じるわけですね。料金改定が必要だということでありながら、5月に予定されていたスケジュール、それが一気に今回、料金改定も変えてというところというのは、研究会のことと今後のスケジュールの中に出た部分というのが何か矛盾していると思って、そのあたり、何かもやもやしているところがあって、どうなんですか。

実際、前の研究会のときに今後のスケジュールで、5月頃、料金改定と書いてあるじゃないですか。それはどうなっていますか。

○古賀観光振興課長

条例を改正しなければなりませんので、議会で条例を改正した後、料金を次の日から上げるというわけにはいきませんので、周知期間をやはり一月ほど取りたいということで、3月末に議決をいただいた後、一月ほど周知期間を取って5月から改定するという意味でございます。

○千綿委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ちょっと皆さん、お尋ねします。11目まであるんですが、全部終わらせますか。昼休みまでかかっていいですか。

(発言する者あり)

それでは、1回これで中断します。午後から9時から11時までやりますので、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、休憩して1時5分に再開したいと思います。よろしくお願いします。

◎午後0時04分～午後1時06分 休憩

○千綿委員長

それでは、経済産業委員会を再開したいと思います。

9時から11目が残っておりましたが、今、資料の経済部10というのを提出いただきましたので、これを説明してほしいということでございますので、これについて執行部から説明をお願いします。

○古賀観光振興課長

今、お配りいたしました経済部10の資料について説明いたします。

佐賀市やまびこの湯の管理に関する協定書、これはまだ案でございますので、(案)としております。ここにおきまして、その年度ごとに定めるという形で、年度協定という形

で締結しております。

まず、第1条の趣旨のところに書いておりますとおり、令和2年度の業務内容及び指定管理料を定めるものとするとしております。

御質問のありました指定管理料につきましては、第4条のほうに規定しております。

この第1項のほうで、委託者は受託者に対して指定管理料として金何々円を支払うものとするとして、第2項のほうに支払う時期を書いております。これは年4回に分けて支払うということを想定して、このような形を現在、案として取っておるところでございます。

3につきましては、請求があつてから每期ごとに支払うという規定をしておるところでございます。

ほかは、その後、5条に業務報告書の提出、さらに裏面のほう、次のページになりますが、6条で解除権、これは暴力団とか反社会的なものにつきましては解除ができるという規定でございます。

最後の7条に疑義等の決定ということで、ここに定めがない事項については協議をして決めるということになっております。以上でございます。

○千綿委員長

ありがとうございます。

これは山口委員からの請求ですね。何か。

○山口委員

すみません。ちょっと確認なんですけど、そもそもなんですけど、基本はやっぱり指定管理の場合、こういう基本協定書というのが大本になろうかと思うんですけども、例えば経済部所管の中で、基本協定プラスこういう年度ごとの協定書というような形で今までやられた指定管理というのはどこかあるんですかね。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

経済部というよりも、市役所全体で指定管理のマニュアルというのがあります。マニュアルに従って最初に決めるときは、全部は基本協定で決めますと。年度ごとの指定管理委託料は、年度ごとに年度協定で決めるというのが普通のやり方で、役所全体はおそらくほぼこれでやっていると思います。

(「ほかにあるのか」と呼ぶ者あり)

ほかも全部そうです。——だと思います。

○千綿委員長

指名の上に発言をお願いします。議事録に残らないので、よろしくをお願いします。

○山口委員

そしたら、これはあくまでも今回の案ということなんですけれども、例えば、基本協定の場合には協定期間として5年間の期日を定めてあつて、あくまで年度単位といつても同

じような文言で協定期間は、これは1年という形で書いてあるんですよね。ですから、そのあたりの整合性がちょっとどうなのかなというのが1点と、それとこの料金のところなんですけれども、指定管理料として、あくまでこれは1年間で幾ら払うということで4条で示してあって、その2項のところは年に4回ぐらいこういう形で請求をします。3項のところは、委託者は受託者から適正な請求があったときはというふうな文言があるということは、これは逆に適正でない請求もあるのか。ひょっとして4回合わせて、当初の1年間の金額をオーバーするだとか、極端に少なくなるとかということもあり得るのか、そのあたりいかがですか。

○古賀観光振興課長

今御指摘がありましたように、適正な請求というところで内容的にどうこうというものではございませんで、きちんとした書類、佐賀市の請求書として、財務規則にのっとった記載がされているかとか、そういった意味でございます。

(発言する者あり)

そうですね、4回に分けてするというのも話し合いによって変更はあり得ます。

○山口委員

そこは分かりましたけど、ですから、年間の指定料として幾らと4条で書いてあって、この4回分を足したらば、4条の最初の指定料と合計が完全に合致するのか、それとも上下することがあるのか。

○古賀観光振興課長

この場合は完全に合致します。これは年度協定として定める金額ですので、分割払いというような意味になります。

○山口委員

さっき言った協定期間の分はどうですかね。

○古賀観光振興課長

ここに書いております協定期間は、これは年度協定書ですから、ここで定めるものについては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの内容ですという意味でございます。

○山口委員

そしたら、全体を通してこのようにマニュアル化されているということだったんですが、経済部として、今までほかの指定管理者も全部こういうやり方ですか。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

そうでございます。

○千綿委員長

よろしいですか。この件について何か。

○山下伸二委員

確認です。そしたら、第3条、本協定に定めるもののほか、各事業年度における必要な

事項については、別に年度協定を締結すると。これが今回出された総務部10の協定書であって、ほかの指定管理についても、例えば5年のところはこういった基本協定を結んで、年度ごとの委託料等を年度協定で結んでいると、そういう理解でよろしいんですかね。

○古賀観光振興課長

そのとおりです。

○山下伸二委員

そしたら、この料金以外に、この本協定に基づいて年度ごとに締結するものはこれだけという認識でよろしいですか。

○古賀観光振興課長

そうなります。

○千綿委員長

ほかはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、9目まちづくり推進費から11目佐賀商工ビル費まで説明をお願いします。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第7款第1項第9目から第11目関係分
説明

○千綿委員長

それでは、説明が終わりましたので、御意見、御質問がある方は挙手をお願いします。

○山口委員

6番の資料の6ページ、中央大通りの再生計画推進事業なんですけれども、事業の内訳の委託料572万円、これがどこにどういう内容の委託なのか、それと補助金の出先を教えてください。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

委託料につきましては、今後公募しようと考えておまして、どこになるかは公募の結果次第というふうに思っています。

同じく、この補助金でございますけど、ここも公募しようというふうに考えておりますので、今後公募して、そこに補助金を交付するという手続になろうかというふうに考えてございます。

○山口委員

委託料の公募はいいんですが、公募で出される仕事内容ですよね。こういった仕事になるのか、教えてください。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

まず、中央大通り、さっき御説明申し上げましたように、避難路が指定されまして、耐震診断が必要な建物が約30棟ございます。もう既に幾つか壊れてございますものですから、

現況の調査というのが1つございます。

それとあとT O J I N茶屋が解体を始めますけども、その跡地をどういうふうを活用するかというようなことがございますものですから、T O J I N茶屋も含めた市民ニーズの調査、あるいは関係者の調査なんかもする必要があろうかというふうに考えてございます。

それと、やはり多くの方の御意見を伺うために会議を設定しようと考えております。債務負担で一年半ぐらいかけて、会議の中で皆さんから御意見をいただくというふうに考えていますので、その会議に要する資料の作成なんかも委託をしようと考えてございます。

それと、あとはやっぱりほかの団体で、どうやったらここに人を寄せるような民間投資を誘発できるような制度があるかというふうな調査もしなくてははいけませんものですから、そういうふうな調査経費なんかもちょっと考えてございます。

○重松委員

357ページの一番下の関係人口創出チャレンジ事業負担金ですけども、関係人口というのは、例えば、定住人口なんですか。それとも交流人口も含めて関係人口というのか。どこまで見てありますか。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

今まで人口という言い方が、例えば定住人口であるとか、交流人口であるとか、何年か前までは大体2つ言われてきたわけでございますけど、最近そうではなくて、例えば、佐賀市に何らかの関係のある——住んでいるわけでもない、通勤するわけでもない、出身でもない。でも、佐賀に何か関わりを持ちたいという方のことを関係人口という定義で最近、国のほうとか多くの方が言われていまして、新しい一つの言い方でございますものから、要は何を言いたいかといったら、僕たちがやりたいことは、多くの方に佐賀にお越しただいて、佐賀で投資してもらいたい、消費してもらいたいというのが趣旨でございますものから、そういうふうな人々の価値に合った商品を——何が当たるか分かりませんので、商品を提供することによって多くのお金を佐賀で使っていただくというために、今回、アニメやゲームなどのコンテンツを使ってそういう人たちを呼び込もうということをちょっと考えてございます。

これまでも県が、例えば県庁の屋上で「ゾンビランドサガ」をしたり、ちょっと前ですと「ストリートファイター」とか、唐津のほうで「おそ松くん」とか、そういうアニメやゲームコンテンツによって人を集客して、経済活性化に資するというをやられましたものから、今度は私どもも県と一緒にそういうことをやってまいりたいということでございます。

○重松委員

そしたら、これは関係人口と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりというかな、担い手となるみたいな感じですか。どういうことですか。

○坂井経済部副部長兼商業振興課長

人材とか担い手とかいうことではなくて、何か関わりを佐賀市に持ちたいという人を多く集めましょうということでございます。住むとか、働くとかいうことじゃないです。出身とかいうことじゃありません。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、以上で経済部の分については締めてよろしいですか。

(「債務負担がございます」と呼ぶ者あり)

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、債務負担行為 説明

○千綿委員長

何か御意見、御質問等があれば、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、経済部の議案の質疑を終了したいと思います。

ここで、3月末で退職される百崎部長から一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお祈りします。

◎百崎経済部長挨拶

○千綿委員長

大変お疲れさまでございました。

それでは、これで経済部に関する議案の質疑終わりたいと思います。

入れ替わりがありますので、10分ほど休憩して、農林水産部に移りたいと思いますので、よろしくお祈りします。

◎午後1時30分～午後1時38分 休憩

○千綿委員長

それでは、経済産業委員会を再開いたします。

それでは、農林水産部、農業委員会に関する議案を審査いたします。

まず、第25号議案について執行部に説明を求めます。

◎第25号議案 佐賀市漁港管理条例の一部を改正する条例 説明

○千綿委員長

それでは、この件につきまして、御意見、御質問等があれば挙手をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、続いて第1号議案を審査いたします。

それではまず、歳出6款の審査に入りますが、6款1項について、ある程度区切って審査を進めたいと思います。

それでは、1項農業費の1目農業委員会費及び2目農業総務費について執行部の説明を求

めます。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第6款第1項第1目及び第2目関係分
説明

○千綿委員長

何か御意見、御質問等があれば挙手をお願いしたいと思います。

○山口委員

農業委員会費でお尋ねしたいんですけども、農業委員報酬が24名と39名で63名分として2,500万円ぐらい計上されているんですが、令和元年度の今回の補正予算の分で、農業委員報酬が若干減額されておりましたよね。

農業委員の報酬というのは、私は毎月々の固定だと思っておったんですが、何かそれによって出た実数だとか、一定の作業量に達していなかった場合とかで農業委員の報酬というのが前後することがあるのか。

○古賀農業委員会事務局副局長

農業委員と最適化推進委員には、毎月固定の報酬がございます。前回減額させていただいたものが加算の報酬の分でございます、基本的な報酬プラスの加算額がございます。この加算は、農業委員が農地利用最適化推進活動、農地の集積だとか、遊休農地の発生防止、解消にどれだけ関わったか、その時間数を積み上げて国のほうに申請して、それのいただいた分を委員にそのままお支払いするというふうなことで、前回、減額させていただいたのは、時間数が当初の見込みよりも少なかったということで減額させていただいて、今回の予算を上げさせていただいた部分も、その分を加味したところで、去年の当初から300万円減額した形で予算計上させていただいております。以上でございます。

○山口委員

今の件は分かりました。

もう一点なんですが、有害鳥獣の件で、附帯決議のことを十分お話しいただきましたけれども、その附帯決議の内容を受けて、今回上がっている予算面でどこか反映されているところというのは何かありますか。

○礎農林水産部副部長兼農業振興課長

委託費について、200万円ほど増やしているところでございます。

○千綿委員長

分かる方でいいですよ。

○農業振興課農政係長

今回の予算で、まず鳥の委託で、従来約400万円かけて猟友会のほうに委託しておりましたけども、活動量を増やすと、具体的には1.5倍ぐらい増やすということで、予算を200万円積み増ししまして、約600万円というふうにしております。

イノシシの駆除のほうにつきましては、昨年度から通年捕獲ということで、従来は4月

から10月までが捕獲期間ということだったんですけども、昨年度からは4月から3月までと
いうことで委託しております。

延長につきましては国庫補助分だけお支払いをしております、今のところ、駆除活動
は広げているんですけども、追加の費用ということでは反映しておりません。

もう一つは、先ほど御説明しましたけれども、ワイヤーメッシュの市単ということで、
国庫補助、県単補助で手当てできない部分について、約2キロメートル程度の補助費とい
うことで81万円、合わせまして約300万円近くの費用を積み増ししているというところで
ございます。以上です。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、3目の畜産業費から6目の地域農政対策事業費まで説明をお
願います。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第6款第1項第3目から第6目関係分
説明

○千綿委員長

それでは、説明が終わりましたので、何か御意見、御質問等があれば。

○重松委員

資料6のチャレンジ事業、これは県の事業でもあると思うんですけども、富士、大和、
三瀬のそれぞれの栗並とか名尾とかがモデルになっていますけども、事業費を見ていま
すと、令和元年度は50、50ということで、立ち上げの分というか、頭出しの分で、実際に始
まるのが令和2年からだと思いますけども、これのチャレンジ集落は県の事業でもありま
すから、どこかモデル地区とかがあって今回取り組む形になったのか、そこら辺をちょっ
とまずお聞きしたいんですけど。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

7ページの右側のその他参考となる事項のところなんですけども、令和元年度からチャ
レンジ集落への支援ということで、3地域、栗並、名尾、中鶴、ここが単体の集落で、
チャレンジのモデル事業としてもともと佐賀市のほうで選択して、集落での話合いやピ
ジョンづくりなどを支援してまいっております。

ただし、今回、もう少し大きな広域の組織でそういったものを立ち上げたらと。南のほ
うでいうと、例えば、法人の大きな集落をいっぱい集めてやると。そういった広域的なモ
デルの模索を県のほうでされておまして、佐賀市としても、今回中山間地の今後の農業
のやり方については、もう少し大きい組織で取り組んでいくような組織を何かつくりたい
という思いもあって、県と市とあと地元の町がうまくいって、今回は神水川流域で、7組
織による広域組織をつくってみようということで、今回モデル地区として、県下ではこの

地域だけがモデル地域として選定されているところでございます。

○重松委員

先ほど説明いただきましたけれども、大体イメージ的にこの地域は農業の後継者とか、若者が少なかったり、また耕作放棄地が増えていたり、また人口減少はしているけども、イノシシばかり増えているような感じがするんですよね。

そういったところで、ドローンの活用とか、スマート農業の導入とか、移住とか就農希望者の呼び込み促進とか、実際そこら辺が進んでいくのかなあというイメージがあるんですね。どういった形で進めていかれるのか、ビジョンづくりとか、ワークショップとか、最初はいろいろ始まるでしょう。そういった形で、有識者とか、その専門の先生を呼んでから徐々に入っていくんですかね。どういった形で進められるんですか。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

具体的には、組織運営にかかるマネジャー設置の件費、要するにそこに集落からだけではなくて、外部から専門的なマネジャーを置いて、それに充てる人件費であったり、経営に関する指導をしてくださるアドバイザーとかも呼んで、それに対する報酬とか、あと、農地をどういうふう to 今後生かしていこうかというようなゾーニングの検討等をやって、地図等も委託して作ると。

さらには農業用ドローンの操作の講習、今後、ちょっと中山間地においてもドローンの活用というのは当然出てくると思うんですね。そういったものをやっていきたいということで、令和2年から令和4年までの予定で、組織の設立準備から設置直後までの運営について支援していきたいと。

そして、広域組織で農業作業委託や農地の受皿の機能を持たせるとともに、中山間地域のさらなる振興に寄与できればということで考えているところでございます。

○重松委員

やはりコーディネーターなんか、非常に難しいと思うんですよね。市の職員たちも誰か入るんですかね。そういった研修とかなんとか、どこかに行って、その後ここに入るとか、張りつくとか、そういうことを考えてありますか。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

市のほうも側面からどんどん応援していきたいと思っておりますけども、この委託費の中には、いろいろ自分たちで考えて運営していくという部分があるので、そこはちょっと地域のやり方に委ねていくということなんですけども、もちろん佐賀市のほうもどんどんそこは側面から入っていきますので、応援はしていきたいというふうに思っております。

今後の中山間地を、後継者がいない中で耕作放棄地が増えなくて、いかに管理運営できるかというのが大きな課題ですので、これについては、市のほうも力を入れていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○江頭委員

資料番号5の特産物振興支援事業、今回、開設されるコムボックスの400万円、議案質疑も出ていたみたいですけれども、この委託の内容について具体的に説明をお願いします。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

コムボックスの委託の内容でございますけれども、今回市産の農産物の販売促進とPRをお願いしたいというふうに考えております。

具体的には、市が推進するファームマイレージ運動で展開している市農産物などの展示や販売促進ブースの設置をそこにしてもらおうということと、あと市産農産物の地産地消や積極的なPRをやってほしいというふうに考えております。

その内容としましては、年数回のフェアの開催、それと冊子やパンフレット、ポスターの設置、それと、チラシの発行や店舗のホームページの掲載と、あと消費者とか生産者のアンケートのようなものをお願いしたいというふうな委託を考えております。

○重松委員

今、ファームマイレージ運動の話が出ていたんですけど、これはかれこれ10年以上になりますよね。東大阪市でしたかね、そこが発祥として、これに倣ってこの運動を展開と。

最初にこの事業を取り上げたときにJAさがと何かやらなかったんですか。今、課長が言われたじゃないですか。そういう地産地消の取組は、JAさがと何かコラボでやられたことはないんですか。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

今現在はJAの店舗においてファームマイレージの協力はいただいておりますので、今回はコムボックスでこういう活動をするということで、できれば、JAのほうにファームマイレージの加盟店として、そこは必ず参加してもらおうようにしたいというふうに考えているところでございます。

○農業振興課地産地消推進係長

以前、ファームマイレージ運動については、農協、街かど畑であったりとか、そういうところで市産の農産物を扱われておりましたので、ずっと交渉のほうはさせていただいておりましたけれども、農協のほうとしては、オール佐賀といいますか、系統でということがその頃頭にあられたものですから、ファームマイレージ運動の協力店にはなっていられなかったという状況がございました。

今回、コムボックスでの販売という形の中で、佐賀市産の農産物をどうしてもPRしたいというような話をさせていただきながら、今回は了解したというようなお話を現在いただいております。以上でございます。

○江頭委員

そこがちょっと不思議だったんですよね。10年もこういう運動をしながら、協力店の店舗を見せてもらったら、JAさかの諸富の営農センターだけが加盟していて、あと31店舗ありながら、JAは街かど畑ですか、あれを持っていてもなくて、今回、コムボックスの

開設に伴ってこの400万円が使われるんですけど、これは1年限りの事業の400万円じゃないですよ。

何か質疑の中でも今まで協力店というところは、生産者から何というんですか、そこに陳列する何%かを取ってやっていますよね。そういうシステムの中で、このファームマイレージ運動で今回400万円を市がつぎ込んで展開していくというのが、ちょっと見えない部分があって。そして、これはある程度、JAさかの陳列の中にそういう地産地消の市産の分を取り扱ってやっていくことはすごくいいんでしょうけれども、この400万円が来年も再来年も続くという委託というのが見えなくて、その辺の説明をお願いしたいんですが。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

先ほど委員言われたように、委託販売の手数料が街かども2割ほど取られているというのをお聞きしておりますけれども、うちはそういう委託販売の手数料をJAに委託するというようなことは一切考えておりませんで、それ以外のものについて、予算を400万円、催事とかPR、そういったものに組みたいというふうに考えているので。

○川副農林水産部長

補足をよろしいでしょうか。

ファームマイレージ運動で展開している市産農産物は一部でございます。——をはじめということで申し上げます。

と申しますのは、JA系統の部分は当然JAのほうで売られるでしょう。しかし、JA系統でないもの、例えばシギの恩返し米であるとか、有機農産物、農薬を使わない部分です。それであるとか、佐賀市が認定しておりますいいモノさがしの農産物加工品、こういったのも、あそこのフロアでJA系統の農作物と一緒に売ることによって、買物客の方にも手に取っていただきたいと思っています。

と申しますのは、確かに有機農産物も市内では点としては販売しているところもあります。しかし、やっぱり買物をするとなると、1つの食材だけではなくて、セットで当然買っていきような形になってきます。そういったときに、JA系統の農産物だけではなくて、そういった有機農産物とか、佐賀市がいろいろJA系統以外で推進している商品がございますので、そういったのを陳列して販売するというので、農家の方が一生懸命努力されている商品の販売といいますか、販路チャンネルをどんどん増やしていきたいということで考えております。

当然ながら、今、ファームマイレージ運動では金銀銅のシールを張ってしておりますけど、それは当然ながらJAのほうでもしていただきます。既存のJAの店舗といいますか、コーナーのほうです。ただ、私たちは、そういった品物については金銀銅で、こういった特典がありますよとか、そういった宣伝をあそこの場でも展開していきたいというふうな形でございます。ですので、単なるファームマイレージ運動で展開している市産農産物だけの販売を目的としたものではございませんし、佐賀市が取り組んでいる先ほど申

しましたシギの恩返し米とか、あんまり市販に出ていない有機農産物、そういったものを
どんどん知っていただきたいということで展開したいと考えております。

○江頭委員

そしたら、今までこの10年近く、協力店に対して、ファームマイレージ運動ですか、今
回つける400万円の補助的なものはあったんですか、どうだったんですか。

今考えると、この運動を31の協力店舗にこういうPRをしてください、こういう冊子を
作ってファームマイレージ運動をやってくださいというお願いというもの——当然、同
じことですよ。今度、コムボックスのJAさがに委託することと、それは、金額の大小
はあるでしょう。店舗の大きさとか、いろんな場所のここを重点的にというあれはあるで
しょうけど、そういう委託を今までされたんですか。

○農業振興課地産地消推進係長

今のところ、ほかの協力店への補助的なものは行っておりません。

今回このブースで考えたのが、佐賀市産の農産物を販売するという形の中で、必ず
ファームマイレージ運動に該当する商品になるということから、必ず貼ってくださいねと
いうことでお願いしているようなところ。佐賀市産農産物をPRするというので、
必ずファームマイレージ運動に該当するというようなことで、シールを貼っていただこう
と思っておりました。

○千綿委員長

ちょっと私から。

コムボックスだけなのか、それともJAがやっている産直のようなもの全部ということ
ですか。この400万円というのはコムボックスだけなんですか。

○農業振興課地産地消推進係長

現在のところ、お話しさせていただいておるのは、コムボックスでの街かど畑で加入し
ていただくという話をさせてもらっております。

○江頭委員

ということは、確認します。これは単独事業なんですか。今年度の単独の委託としての
400万円として理解していいんですか。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

これについては、400万円は、今年の単年度事業の400万円でございます。

○江頭委員

これっきりですね。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

現時点では、確定的な期間は設定しておりませんが、当面、3年間を目安に一応
考えているところがございます。実績や成果を評価しながら、その後の取組については検
討していきたいというふうに考えているところです。

○川副農林水産部長

補足でございますけど、これはそこで売るというだけではなくて、佐賀市全体の地産地消を拡大するためのフェアであるとか、イベントを組む委託料でございます。

確かにそのイベントというのは毎年一、二回、いろんな店舗を借りながらしておりますけれども、やはり玄関口というところで、より多くの方、観光客もおられれば、当然通勤の方もいらっしゃると思います。そういったときに、人がいっぱい集まりやすいといったところで、そういうフェア、イベントの委託料でございます。

それと、ただ単に点でのフェアだけではなかなかお客さんが集まりませんので、そういった意味で、あそこのブースを10坪ばかり借りて、そこにいいモノさがしの認定品を並べておくとか、無農薬農作物を並べておくとか、先ほど言いましたようにファームマイレージ運動で取り組んでいる商品もそうですけども、そういったのを取っ替え入れ替えしながら、市民の目に留まるような形で、ここにこういった佐賀市のいいものがありますよといった宣伝をしていきたいと思っています。それを当面、3年をちょっと目安に考えているところでございますし、また、やり方については、当然ながら、その年その年の実績とか成果を評価しながら、どういったところまでをするのかというようなのをその後に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○野中宣明委員

そうすると、これはコムボックスだけの委託料ということで今年はちょっとつけてあるんですけど、この件に関して、今後、JAの各店舗での販売、いわゆる販売店を増やしていくということをしていかないと、この事業そのものの広がりになかなかつなげていけないんですよ。

そういうことを考えると、コムボックスだけじゃなくて、これをきっかけにJAの取扱店、いろんな直売所を持ってありますから、そこら辺にどう導入していくかという交渉というか、話は当然あってしかるべきだと思うんですけど、そこら辺の交渉状況はどうなっているんですか。

○農業振興課地産地消推進係長

正直に申しますと、予算成立前で議会への説明等もさせていただいておりませんでしたので、そこまでちょっと踏み込んだ説明のほうはさせてもらっていなかったんですけども、今おっしゃられるとおりだと思います。ほか、土の香であったりとか、いろいろありますので、当然そこには広げていくべきものと考えて頑張らせていただきたいと思います。

○野中宣明委員

確認ですけど、今回この予算をつける前にはまだ交渉はしていなくて、今後、そういう交渉はJAとの間でやっていくということでもいいんですか。ちょっと確認でお聞きします。

○農業振興課地産地消推進係長

ぜひやらせていただきたいと思います。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、今までファームマイレージに協力していただいた方には、一銭もお金が行っていないですよ。今回、JAだけに行くじゃないですか。その不公平感という部分はないんですか。

○川副農林水産部長

JAの自分たちの店舗で売られる分については、この分について手数料を払うつもりはございません。あくまでも、うちが展示用ブースとして書いているところにさっき言ったような陳列をしていくと、そしてまた、フェアをしていくというふうな形で考えております。

あと、ファームマイレージ運動では、いろんなスーパーのほうにも協力いただいております。この分については、今後もJA系統以外でもどんどんお願いしていきたいと思っています。

ですから、ちょっと私の答弁の説明が悪かったかも分かりませんが、要は、JA系統で売られていないようなもの、当然ながら、JAがファームマイレージ運動で取り組んでもらうのは、当然金銀シールを貼って、JAの陳列棚に載せていただきます。

ただ、私たちはファームマイレージ運動の商品だけを売りたいということではなくて、佐賀市の中でいろいろ取り組んでいるいいもの、佐賀市の認定品であるとか、有機栽培の農産物、それとかシギの恩返し米とか、そういったのもあそこの場所を借りて陳列して、宣伝していきたいと思っています。

全体的にはJAが扱っておろうが、個人が扱っておろうが佐賀市産の農産物ですので、こういった地産地消をどんどん広げていきたいといったところのイベントでありますとか、ポスター、パンフレット、そういったものの作成を今回委託すると。そしてまた、そういったことの実施に対してのアンケート調査も消費者とか生産者からも行ってまいりますので、そういった事務の委託をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○千綿委員長

だからね、僕がちょっと聞きたいのは、さっき10坪を借りて、そこに並べますと言ったじゃないですか。その手数料は要らんわけですか。

例えば、仮に1坪1万円にしたって10万円じゃないですか。そしたら、12か月で120万円ですよ。その400万円の内訳というのは何ですか。もう一回ちょっと聞きたいんですが、実際借りるなら借りていいので、10坪で仮に1万円として10万円ですよ。年間120万円じゃないですか。あと280万円は何ですか。

○川副農林水産部長

フェアの開催、これは2回から4回というふうな形で、ブースをどれだけ設置するか

よって違ってきますけど、これが年間86万円で積算しております。

あと展示常設、先ほど言った10坪の分ですけど、これがショーケース等の借り上げ等とか、会場の借り上げ費に該当しますけれども、年間182万円。それと、チラシの情報を掲載ということで、4回ほど考えておりますけれども、41万円。それと、この店舗情報等をホームページに掲載してもらった費用として12万円。それと、消費者でありますとか生産者、そういったところのアンケート調査の事務費として10万円。それと、諸経費、消費税等で69万円ということで、当然ショーケースもデコレーションをしていって目立ちやすいような形に持っていきたいと思っておりますので、合わせて400万円ということでございます。

○千綿委員長

そしたら、すみません。申し訳ないですけども、その詳細を一覧表にして、皆さんに配ってください。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○江頭委員

確認させてもらいます。

ファームマイレージ運動、今までフェアは、この10年間やったことないんですか。

○農業振興課地産地消推進係長

今まで、例えば、大丸のフェアへの参加という形はしたことがあったのですが、市としての開催という形では特にやったことはないです。

○野中宣明委員

そうなる、ファームマイレージ運動の取り組み方そのものを根本的に、どこがやるかとか、やっぱりきちっとその何ですかね、もう少しこの制度の——さっきからずっと言われているように、十数年間これをやられてきて、問題点、課題点も多々あったと思うんですよね。今、こうやってそこを少し強化しながら、せっかくコムボックスができるというタイミングでやろうとされているので、そもそも論として、この根本的な事業の取り扱い方というか、進め方を充実していくというところのそこら辺の考え方は、何か大きな柱として持たれてこれをされようしているんですか。それとも、個別個別に何か、今回はこの分だけ、この部分だけというように、何か大筋がないとやっぱり単発的に見えてくるので、そこら辺の考え方というのはどのように持っているんですかね。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

佐賀市にも、農産物について非常にいいものがありまして、それを知らない消費者の方がいっぱいいらっしゃる中で、少しでもやっぱり農産物のいいものをPRしたいということで、例えば無農薬の野菜だったり、特別栽培で作ったやつとか、慣行栽培で作ったやつ、そういったものについて、うちのほうが点数をつけて店舗に並べているんですね。

食の安全性とかいうのも、やっぱり農家の方にその中で選んでもらう。特に、有機栽培になれば量も少なく取れるので、価格面では少し高いんですけども、やっぱり食育という

観点からは、非常にそういったものを重要視される方もいらっしゃると思います。そういったために、ちょっと点数をつけながら、それを店頭と並べさせていただいているんですね。

私たち農業関係の仕事をしている中で、やっぱりいいものをお客様というか、市民の方に知らせるためには、このファームマイレージ運動というのはやっぱり広げていかなければいけないというふうに考えてはいるものの、まだまだ認知度が不足しているというところもありまして、今回コムボックス、一番人目につく、県内外から来られる方もいらっしゃるし、市内の方も交通の便もよくて、あそこに足を運ばれる方も買物の方も増えてくると思うので、少しでもファームマイレージの起爆剤となるようなそういう店舗が欲しいなということもあって、駅前というのを選択させてもらっているんですね。

今後、やっぱりファームマイレージ運動というのは、浸透が少し足りていませんので、もっと大きくPRして行って、皆さんに浸透していければというふうに考えているところでございます。

○宮崎副委員長

おっしゃることは分かりますけども、そしたら、例えば、31店舗の人たち、この10年間一生懸命生きて、今度、駅のところにJAの大きいのができるから、そこは本当に人が来るからフェアをするもんねと言われて、どう思われると思いますか。地場のアルタであったり、スーパーモリナガであったり、マネキンを入れるなら喜んで受け入れられますよ。今、マネキンはたしか1日2万円ぐらいですよ。31店舗でも60万円ぐらいしかかからんはずですよ。31店舗、全部入れてくださいというようなところばかりじゃないと思うので、今おっしゃったことはもちろんと思うんですが、そしたら逆にほかのところに、今からファームマイレージをもっと広げないといけないからフェアを広げていこうとか、そういった考えはないんですか。

○川副農林水産部長

ファームマイレージ運動だけにちょっと特化して話しますが、当然これは今、認知度が低いので、これをとにかく広く消費者、市民の方に知っていただく。そして、こういった店舗にありますよといったところもどんどん周知を図っていきたいと思っています。

ですから、ファームマイレージ運動の商品が西友跡地でしか買えないということではなくて、これは例えばモリナガでも売っていますよとか、ゆめタウンのどこのコーナーでも売っていますよというような形でどんどん広げていきたいと思っています。

ですから、ただ単に私たちは、あそこの駅前商業ビルに人がいっぱい集まれば良いということではなくて、佐賀市産の農産物はこういうのがありますよと、より多くの人にやっぱり目にさせていただくためには、電車とかバス、そういった交通の便のいいところで、とにかく人に見つけてもらいやすいところでまず見ていただくと。そして、どんどんこういった商品が市内のあちこちで、どこにありますよといったところの周知を広げていきたいと思っております。——という気持ちでございますので、あと取扱いについては、ほか

の売買については、別にJAだから手数料がかからないということもありませんし、売った分をJAにやるということではございませんので、あくまでも、とにかく広く周知を図りたいというところで佐賀駅前のほうを選んだ次第でございます。

○宮崎副委員長

おっしゃられることはよく分かるんですけども、それを駅前だけに特化しなくて、佐賀市全体に広げたほうがパイは広がっていくんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。

○川副農林水産部長

確かにフェアとしては、どちらかといえば、数は少なかったですけど、県外のほうにしかしてありません。

ただ、例えばモリナガとかで特売をしたいとか、そういったときには、フェアではないですけども、小さな運動展開を私たちも一緒に行って、販売のほうを推進したりもしております。これはゆめタウンであったり、そういったスーパーの御依頼の中で、ちょっとそういうコーナーを設けたいといったときには支援しておりますので、それは今までと全然変わらないような形でしていきたいと思っております。

ただ、フェアとしては、今回大がかりでしたいというのを予算計上している次第でございます。

○宮崎副委員長

そもそもそしたらフェアというフェアなんでしょうけど、大体どれぐらいの規模のものを想定されているんですか。

さっき2回から4回と言って、金額も八十何万円ぐらいとか言われていましたが、これは2回で使う金額と4回で使う金額はやっぱり大分違うと思うんですね。40万円と20万円だからですね。どういう感じのを大体想定してあるのかというのは分かりますか。

○農業振興課地産地消水産係長

今回フェアの回数を2回としておりますけれども、私がイメージしたのが大丸での大がかりなフェアということで、経費的には大きくちょっと見てしまっているようなところもございました。

2回の2日程度で5ブースと考えておりましたけれども、そこまで経費をかけずに回数を増やして、農家や、いろんな方が来る機会を増やすという考え方もございますので、ここについては、経費を見直しながらでも、まずは回数を増やしたいと、ブースの数を増やしたいという考え方をさせていただきたいなと思っていたところでございます。

○千綿委員長

1点だけ。

来年度当初予算の中で、ファームマイレージに係る予算というのはどのくらいあるんですか。コムボックス以外のファームマイレージで、今までシールとか貼っていますよね。

シール、それからラベラー、そういうのに多分経費がかかっていると思うんですが、それに係る費用は幾らですか。

○農業振興課地産地消水産係長

ファームマイレージ運動につきましては、特産物振興協議会、市やスーパーやJAも入られている協議会をつくりまして、そちらの中で事業を行っておりますけれども、景品で大体20万円程度を考えながら、あとその他、啓発等に関わる部分がございますので、全体的に見ますとファームマイレージ運動は194万5,000円で見ているようなところでございます。

○江頭委員

ということは、ファームマイレージ運動——その別の商品みたいなことを言われ、ちょっとそういう言葉があったんですけど、有機栽培にしる、それが金シール、特別栽培、エコ農業が銀シール、普通の慣行、JAが扱っているようなのが赤シールというふうにして、ほかにまだそういう市の農産物というのがあるということなんですかね。

というのは、今聞いていたらファームマイレージの第2段階、10年間やったけど、あんまりよくないから、もう一回コムボックスにお願いし、この場所を借りて、これを推奨していくんだと、そういう考え方でいいんですかね。3年間見通しということもありましたから。

○川副農林水産部長

金銀シールで今展開しているもの以外も当然考えております。例えば、何度も言いますが、シギの恩返し米であるとか、いいモノさがしということで、佐賀市の農産物を加工したトマトジュースであったりとか、いろいろドレッシングとかございます。そういったのを併せて宣伝していきたいと思っております。

ただ単に野菜だけではなくて、実は佐賀市の三瀬のほうでは無農薬の鶏の卵を販売されていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった方たちの商品も無農薬のコーナーというふうな形で広めていければなというふうに思っているところでございます。

ですから、あくまでも金銀銅を広げるとかいうだけではなくて、今、そういったファームマイレージで取り組んでいないもの、そして、個人で相対して商売しているような物品についても、特産物協議会のほうの何らかの組織の中に入れていただきながら、佐賀市でとにかく生産している農産物を広く買えるような宣伝をしていきたいと思っております。

○千綿委員長

最後に、ファームマイレージの応募件数、多分減っていると思うんですけど、ここ直近は、最初の頃と比べてどのぐらい減っていますか。

○農業振興課地産地消推進係長

ファームマイレージ運動の応募者数の推移を申し上げます。

平成21年、こちらは9月から始めておりますので、年度途中からということで、この年

は2回応募いただき——年4回行っておりますけど、2回行いまして、最初は2,073、平成22年が7,939、1年通してありました。ここがピークでございます。その5年後の平成27年では4,453、今年度、令和元年度で3,863の応募がっております。

こちらについては、実は平成30年が2,924ということで、今年は1,000件ないくらい応募が増えたていたというところで、こちらは10周年という形の中で、私たちがテレビとかに出ながらPRを頑張らせていただいたようなところかなと思っておりますけど、そのような推移でございます。

○川原田委員

今、ずっと聞いていたんですけど、質問に対して正式にきちっと回答が出たかな。だんだん訳分からんようになってきたけど、本当、冗談抜きに。予算通らんですよ、そんなに簡単にすると書いていたら——と思いますが。

○千綿委員長

質問か何かいいですか。

○川原田委員

質問というか、皆さん訳分かってあるかな。俺だけかな、分かっていないのは。きちっと答えてよ、質問に対して。

○千綿委員長

ファームマイレージの年間200万円の2倍、コムボックスに入れると。——いいですか。今、川原田委員からありましたけど、いいですか。

○川原田委員

訳分からんまま、予算は通されんもんね。

○千綿委員長

多分、応募シールに100万円現金を充てるというなら、もう殺到すると思うんですけどね。——すみません。そう思いますけども、ほかの委員の皆さん、いいですか。

(発言する者あり)

いや、見てみれば——資料をもらってということでもいいですか。

資料は用意できましたか。そしたらまた、後で説明していただくようにしましょうかね。

ということで、それではほかにファームマイレージというか、コムボックスのこの400万円以外に何かありましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、7目耕地費から9目の農村振興総合整備事業まで説明をお願いします。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第6款第1項第7目から第9目関係分
説明

○千綿委員長

それでは、説明いただきました。御質問、御意見等があれば挙手をお願いします。

○山口委員

最後の農村振興総合整備事業でお尋ねいたします。

今現在この事業そのものというのは、市のどの辺りをやられているんですかね。

○鐘ヶ江農村環境課長

現在、西与賀、本庄、それから、南部地区の諸富と川副です。

○山口委員

そしたら、来年、再来年ぐらいまでに工事完了すれば、この事業としては、例えば南部が終わった後、また今度は北部とか、私の記憶では北部と南部が入れ替わりみたいな感じでやられていたと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○鐘ヶ江農村環境課長

現在、次期事業について、今、計画を課内のほうで話をしているところであります。

○千綿委員長

いやいや、方向性だけでも話はされないんですか。さっき言われた、要するに南の後は北だったよねという話なんですけど、方向性的には、今までの傾向とか。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

集落基盤整備は、今、山口委員が言われるように、今のところ南部と、あと一部、大和町をさせてもらっていたんですね。その部分はある程度整備できていますので、今、南部と旧佐賀市では西与賀、本庄のほうを取りかかっております。この分が終われば、当然佐賀市でいうと北部地域のほうが順番に来るかというふうなことで考えてはおりますけども、まずもって、この予算については佐賀市だけで決められる問題ではなくて、あと賦存量調査あたりを地元にもさせてもらって、その中で必要性に応じて予算組みをしていきたいというふうに考えております。

ただ、時期的に要望量が地元からいっぱい、その北部地区もあれば、その分については何らかの対策を打っていくという必要はあると思いますので、そこは検討させてください。

○千綿委員長

ほかに。

○重松委員

水草除去の事業で、319ページだったですかね。ナガエツルノゲイトウなんですけども、佐賀市内で今繁茂しているところは嘉瀬地区だけですかね。全体的に地区は。

○農村環境課農業土木係長

ナガエツルに関して、主に嘉瀬地区、鍋島地区、あと農村のほうの事業ではないですけども、開成地区、また本庄地区がございます。

○重松委員

除去作業については、地域住民への広報活動とか、こういった形でされていますか。

○農村環境課農業土木係長

以前から、平成21年当時にナガエツルノゲイトウが最初出ております。その中で、特定外来種ということで、その運搬に関して、許可がない部分に関しては運べないという特定外来生物の基準がございますので、一応そちらに関しては地元のほうでは駆除しなくて、我々、市のほうで特定外来種に関しては駆除していくという方向で今現在に至っております。

○重松委員

駆除先はどうなったんですか。揚げた後、駆除。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

ナガエツルの撤去の方法なんですけれども、もともと焼却処分ということで考えておりました。今も焼却はしているんですけども、ナガエツルの泥がついたままで燃やすと炉を傷めるということがありますので、佐賀市の最終処分場にちょっと仮置きをして、水槽の中でちょっと洗っています。泥を落として、それをある程度天日乾燥してから清掃工場焼却するというので、今のところは国のほうに、特定外来生物なので、対処方法の確認作業をちょっと出さないといけないんですね。その中で焼却処分ということにしていますので、佐賀市としては焼却処分するというのと、その前に特定外来生物法という法律がございますので、運搬とか飼育とか、そういったものについては許可を持った者でないとできないんですね。今、佐賀市のほうがそういう許可申請を国のほうに上げて、佐賀市の職員であればできるということで対応していますし、あと、委託業者についても許可書を出して対応してもらっているという状況でございます。

○千綿委員長

ほかに。

(「補足で」と呼ぶ者あり)

○鐘ヶ江農村環境課長

県営クリーク防災事業が嘉瀬地区は来年度から計画して、実際は令和3年度から10か年計画で水路整備を行うということになってきています。

今、県のほうと話をしまして、水路整備に伴って、ナガエツルノゲイトウがありますので、その除去も併せてやっていただくということで話を今進めているところでございます。

○重松委員

ぜひやってください。

○野中宣明委員

ため池の件でさっき言われたんですけど、ため池は市内的にどのぐらいあって、ため池を廃止した場合の、いわゆる土地活用というか、そこら辺はどのように考えているんですかね。

○農村環境課農業土木係長

ため池の数は、北部建設事務所の分と合わせて全部で74か所ございます。

ため池廃止の後の土地活用に関しては……

○北部建設事務所事業係長

ため池の廃止後の活用ですけど、ため池の廃止の場合、2通りあります。1つは埋め立てしてしまうというやり方、もう一つは今回、小川新堤の例は、埋めなくて、今、堤体の出口のほうをVの字にカットしまして、水位を高水位から低水位に管理する方法、そして水の量を少なくするというやり方で今回、計画を予定しております。

それで、今、地元の方がお困りになっている理由としては、1つは下流が宅地化になっておりまして、ため池自体、農業用水としての活用がなくなっているところで今後どうするかという要望と、実際先ほど言った宅地化の問題とか、維持管理を今後どういうふうにしてやっていこうかということで、なかなか農家自体も少なくなっているというところでいろんな御要望が上がっております。

そういう中で、国のほうが平成31年度にため池の廃止に対する制度拡充をされました。それで国のほうが100%、この廃止について、一応平成32年度までという期限は切っておられますけど、そういうものがあればやっていいよということでありましたので、今のところ、計画としては大和地区で3地区、それと川久保地区で1地区、今、廃止に向けた計画を上げさせていただいております。

それで、先ほど言いましたように、今回の分については埋立てじゃなくて、堤体を少しVの字にカットして低水位にして、今後、管理というか、ため池が一つの水路のような形になってしまうというような計画をさせていただいております。以上です。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それではよろしいですかね。

それではすみません。林業費に行く前に資料が、農林水産部4で先ほどの特産物振興支援事業の詳細を出していただきました。これについて何か御意見、御質問があれば

○江頭委員

経費の内訳で、アンケート調査経費に10万円というこれ、そんなにかかるものか。どういうふうな根拠でこういう積算をされたのか、説明をお願いします。

○農業振興課地産地消推進係長

事務経費の10万円でございます。こちらについては、アンケート調査を生産者の方、また、消費者の方に対して複数回行いたいと思っております。

単価については、一般的な労務単価で5回、5人という形で上げさせていただいたところと、あと消耗品費という形の中で、1年通して合計10万円という形を計算させていただい

ております。

○千綿委員長

ほかには。

ちなみに、私が言ってすみません。

ホームページとか、言われるじゃないか。皆さんね、執行部、何かあると広報活動をどうしますと。市のホームページと市報でやりますといつも言われますよね。今回、市のホームページではなくて、J Aのホームページでやるんですか。

○農業振興課地産地消推進係長

J Aのホームページも活用させていただきながら、J Aも独自、例えばフェアを行うに当たって、J Aも連動したようなフェアとかを行うためにホームページとかを更新すると思われるので、それと一緒に形で、連動した形でできないかと考えましたものですから、市の農産物等についての掲載もお願いしたいと思ったところでございます。

○山下伸二委員

チラシが1回4,000枚で年4回、これは同じようなところに入れるのか。4,000枚という何か非常に少ないですよね。どこら辺のエリアに入れられるつもりなのか、この目的自体が、県内外からの多くの来場者ということを目的にされていて、4,000枚というチラシの根拠と、新聞での折り込みチラシだと思うんですけども、どういったところに折り込みを考えておられるのか、お願いいたします。

○農業振興課地産地消推進係長

市内の地元新聞の中で地元の世帯数を10万という形で考えて、地元新聞がシェア率40%と見ております。そのような形で4万枚と、4万世帯分という形でチラシのほうを検討させていただいたようなところでございます。

○千綿委員長

1回4,000枚と書いてありますよ。

○農業振興課地産地消推進係長

4万枚でございます。

○千綿委員長

すみません。ちょっとお尋ねですが、ほかでやっている、ファームマイレージで取り組んでいただいている店舗とかでは一切アンケートも取らないし——ということですかね。要するにコムボックスだけでアンケートを取るということですか。

○農業振興課地産地消推進係長

アンケート調査につきましては、J Aのほうがおール佐賀という形で農産物も並べられますし、佐賀市のブースで佐賀市産の農産物という形もできますので、比較した売上げ調査もできるのかなと思っております。

例えば、佐賀市産のほうをよく生産者の方が買ってもらえているというような形の統計

調査も考えながら、この事業効果というところも踏まえまして、今のところはコムボックスでの統計を取らせてもらっております。

あと、協力店に置かせていただいておりますファームマイレージの応募用紙について、そこにコメントを書く欄を設けておりますので、そのような中で、ほかの店舗からの情報収集等についてはさせていただいているようなところでございます。

○千綿委員長

じゃ、取りあえず、この件につきましてはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、どうしましょう。そのまま林業費に行くか、若干休憩するか。もう2時間近くなりましたので、10分休憩ということで、今、10分なので20分まで休憩したいと思います。よろしくをお願いします。

◎午後3時10分～午後3時18分 休憩

○千綿委員長

それでは、再開したいと思います。

2項の林業費について執行部の説明を求めます。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第6款第2項関係分 説明

○千綿委員長

それでは、説明が終わりましたので、御意見、御質問等あれば挙手をお願いしたいと思います。

○重松委員

森林経営管理事業、ブルーの6の資料の8ページなんですけれども、これは森林の所有者が何といいますかね、適さない森林とか言われたんですけれども、それを市のほうに委託するわけですかね。市がそう管理して行って間伐とかいろいろして、例えば、そこら辺の下刈りとかずっとやって整理して、そして、そこから材木を切り出したりした場合、その収益というのは森林の所有者に行くわけですか。

○副島森林整備課長

こちらの分は、あらかじめ森林に適したもの、森林に適さないものと分けるのではなくて、私どものほうで区域を決めて意向調査をしたときに、森林所有者の方が私はもう面倒が見切れませんということで私どものほうに御依頼があった場合に、まずその部分をまとめて市が受託します。受託した後に、受託した森林の中で経営に適したものとして運用ができる森林と運用できない森林とを私どものほうで委託調査の上、分けます。分けた後に、経営に適したものというのは、事業体のほうに再委託を行って、そこで経営に適しているものですから当然利益が出てくると。その出てきた利益については、必要な経費を除いた分を山林所有者にお返しすると。

一方で、経営に適さない森林というのは、利益が上がらないという見込みですので、山

林所有者に返すことはできないですけれども、周りの方に迷惑がかからない適正な管理を市のほうで行っていくというふうに考えております。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、それでは、3項の水産業費の説明をお願いします。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第6款第3項関係分 説明

○千綿委員長

それでは、説明が終わりましたので、御意見をどうぞ。

○江頭委員

先ほどの有明海沿岸漁場の作濤事業の件なんですけれども、これは新規ということで、シミュレーションから3年というのは、これは私も知らなかったんですけど、こういうみお筋というのが有明海のノリ漁場の中に、いろんなどころにあるというふうに考えてよろしいんですか。

○糸山水産振興課長

資料番号6番の9ページの右下のほうに漁場図を載せております。ここの間にずっと空白の船通しみたいなのがございまして、これがみお筋でございます。このようにたくさんございまして。

今回この中で2か所を有明海漁協から、浅くなっているの潮通しが悪いから、ぜひ作濤をやってくれという要望が出ている箇所でございます。

○江頭委員

例えば、このみお筋のシミュレーションというのは、ノリ竹を立てていないとそういうシミュレーションはできないものか。例えば、有明海にノリ竹もない時点でもそういうシミュレーションはできるものなのか、その辺はどうなんですか。

○糸山水産振興課長

基本的にノリの支柱はなくてもできるものでございます。流速とか、流れの方向、それから栄養塩の拡散状況、そういったものの現状を計測いたしまして、どういったふうで作濤、しゅんせつをすれば栄養塩が広がっていくのかというのをシミュレーションするものでございますので、ノリの支柱がそこまで影響するものではございません。

○江頭委員

ということは、今回2か所なんですけれども、これはみお筋で、ここは絶対修繕しなくちゃいけないということは、これから先、ある程度あるという形でこの事業がずっと継続して行われるという考えでいいんですか。

○糸山水産振興課長

まず、この作濤事業は国庫補助事業でございまして、この事業は1度やると、その箇所

は10年間できません。ですから、今回、佐賀市管内の有明海漁協と、その漁協の8支所に集まっていたいで要望いただいたのがこの2か所でございます。そこでは10年間できませんよという御説明をしております。

○重松委員

関連なんですけども、今のところ、計画では深さがしゅんせつは1メートルということですね。私も潟育ちですから分かりますけども、泥土というか、浮泥がすぐたまるんですよ。特に今、非常に温暖化で大雨とか豪雨が多いですから、河川からの流出が発生した場合、これは一発で埋まってしまうと思うんですよ。だから、10年間なんてもてるわけないし、1年で多分元に戻ってくるような感じがするんですよ。

ただ、幅が結構30メートルありますのでいいんですけども、それに伴う技術力、しゅんせつするときの技術力とか、そこら辺を加味してから計画されるんですかね。よく分からんけど、その工法とか。

○糸山水産振興課長

確におっしゃるとおり、有明海の航路しゅんせつとかもやっております、埋まるのが早いときもございます。このみお筋、今回の作滞に関しましても、漁協と県とも十分協議しまして、すぐ埋まるんじゃないかという議論も出ました。しかしながら、漁協といたしましては、自分たちがその掘ったところをできるだけ船で走ると。そうすれば埋まらないだろうということで、今回実施することにしております。

○重松委員

今回、戸ヶ里と早津江でしょう。また広江とか、大詫間とか、諸富もありますし、東与賀、久保田漁協がありますよね。今回は手を挙げなかったけども、実証実験して、シミュレーションして、結果が出れば、ほかの地区の漁協もちょっと手を挙げてもらう。そうせんと生産性の向上につながるわけですから、手を挙げたほうがいいと思うんですよ。そういう形で今後は進むんですかね。

○糸山水産振興課長

申し訳ございません。大判の図面を用意しておりますので、それを掲示して御説明してもよろしゅうございますか。

○千綿委員長

どうぞ。

○糸山水産振興課長

今回、潮流シミュレーションを行うに際しまして、どの範囲をシミュレーションするかということを県水産課、県有明水産振興センター、それから有明海漁協と協議いたしました。1回やると10年間できませんので、慎重なやり取りをしました結果、今お示ししている赤が作滞する箇所でございますけども、ブルーのエリアをシミュレーションの範囲としますと。ですから、このシミュレーションした範囲に関しましては、10年間できません。

ということは漁協も御存じです。

ですから、このエリアから外れたところであれば、手を挙げればまたエリアを決めてできるということになってきます。

○重松委員

そしたら、それはほとんど——広江も入っていますかね。

○糸山水産振興課長

八田江がこちら辺に来ますので、広江は——広江の漁場というのは、実はこちら辺にもあるんです。

(発言する者あり)

東与賀の漁場というのは、ほとんど八田江からこちらのほうにありますけども、広江地区はこの地区にもお持ちですし、この地区にもお持ちです。

(発言する者あり)

こちらの地区は、その範囲外はできます。

○重松委員

そしたら、諸富は大丈夫ですね。諸富、東与賀、久保田地区は。

○糸山水産振興課長

諸富に関しては今回のエリアに入っております。久保田、東与賀は入っておりません。

○山口委員

今回の予算は、あくまで地形調査、測量等、それからシミュレーション調査ですよ。それに基づいて、何年か後にしゅんせつみたいな工事が行われるわけですね。

今回の分の調査に関しては県からの4分の3という負担があるんですけども、後の工事等に関しての費用負担というのはどうなるのでしょうか。

○糸山水産振興課長

工事に関しましても、国が2分の1、県が25%、計4分の3、県費として4分の3入ります。

○山下伸二委員

335ページの漁港施設ストックマネジメントの関係でしゅんせつの話をされたんですけども、これは私、9年ぐらい前、決算の審査のときにしゅんせつを、要は泥がたまらないように、あれは戸ヶ里漁港でしたかね、水をずっと常設で流して、泥を堆積させないという取組をされていたんですけども、あのときは恐らく試験的だということで見に行ったんですけども、そういった事業は今でもされているんですかね。確認です。

○糸山水産振興課長

今おっしゃった実験に関しましては、戸ヶ里漁港の戸ヶ里地区、それから広江漁港の東与賀町側、広江側、それから佐賀漁港の4か所で行ってございました。最終的に効果が出たのが、広江漁港の東与賀町側だけでございます。その他に関しましては効果が出ておりませんので、継続いたしておりません。

○山下伸二委員

そしたら、効果が出たところでも今はやっていないということですか。

○糸山水産振興課長

効果が出ました広江漁港の東与賀町側では実施しております。

○山下伸二委員

恐らく水の流れとかもあるんでしょうけども、効果が出る、出ないというそこら辺は何の違いがあるんですかね。

○糸山水産振興課長

一番は、広江漁港の東与賀町側は樋管がございまして、干潮のときでも樋管から常時水が流れております。そこから水を取水しました。ですから、干潮のときでもどんどん水を流すことができますので、潟土がどんどん掘削されていくと。他の地区はそれができませんでしたので、川の水をくんでいきますので、干潮になったら水がくめない状況で、水が落とせない状況でしたので、効果がございませんでした。

○千綿委員長

ほかに。

○御厨委員

333ページにありました海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金なんですけれども、これは具体的には海岸に漂着したごみとか、そういうものを集めていただいて処分してもらうお金ということで理解していいんでしょうか。

○糸山水産振興課長

補助金面の名称はこのようになっておりますけれども、水産振興課で扱っている分は漁港に漂着したごみでございます。

○御厨委員

漁港に着いた分。そしたら、それは漁業者の方がその委託先でしょうか。どこが委託先か。

○糸山水産振興課長

漁業者の方は、ボランティアで集積とかをやっていただけます。それを最終的に市が業者に委託して、例えばヨシくずでしたら、清掃工場の南部中継所に一旦仮置きしまして、それから最終処分場のほうに持って行って、塩分抜きをして清掃工場で焼却処分、あと流木とかに関しまして、南部中継所で一時仮置きしまして、一般廃棄物として廃棄物業者のほうへ委託と、いわゆる業者委託の部分が大半でございます。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、続いて歳出第11款第1項農林水産施設災害復旧費と第1号報

告の専決処分まで説明をお願いします。

◎第1号議案 令和2年度佐賀市一般会計予算中、歳出第11款第1項関係分 説明

◎第1号報告 専決処分の報告について 説明

○千綿委員長

それでは、ただいま説明いただきました件について御意見、御質問等があれば挙手をお願いしたいと思います。

○江頭委員

災害復旧の農地農業用の4億7,000万円に関連してちょっとあれなんですけれども、今、去年の災害で水稻耕作ができない。今年も続いているんだと思うんですけれども、どのくらいの面積があるんですか。

○千綿委員長

担当の方でも結構ですよ。

○鐘ヶ江農村環境課長

すみません。ちょっと面積じゃなくて、箇所数でよろしいでしょうか。手持ちが箇所数しかありませんので。

農地ですけど、大和が47か所、富士が82か所、三瀬が7か所、金立が4か所、久保泉が1か所、合計141か所の農地、そして、施設は大和が28か所、富士が43か所、三瀬が4か所、金立が12か所、久保泉が5か所、施設の合計が92か所、農地、施設合計しまして、233か所の災害となっております。

○江頭委員

箇所数なんですけど、普通は水稻の不良耕作のあれというのは、面積なんかでは出さないんですか。箇所数だけで判断していくものなんですか。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

災害復旧ですけど、農地農業用施設災害復旧につきましては、農地災害、あと施設災害というのがあるんですね。農地災害については、特段その面積というのがカウントされなくて、実際はその復旧の延長で出すもので、ちょっと面積というは出さないというか、復旧の申請自体がそういうものになっていますので、普通はその農地の面積は出さないというか、そういうことでございます。

○江頭委員

災害復旧費というのを積算するというのは、箇所ではその金額というのが出てこないのではないのかなと、そういうふうに思ったからですね。

○碓農林水産部副部長兼農業振興課長

農地災害の復旧におきまして、大体のり面が壊れますので、のり面に擁壁等のコンクリートブロックを積むわけですね。農地の場合も延長とブロックの平米数あたりで被災額を算定して、それが農地の被害額として上がってきますので、その田に被害が起きて農

作物を作れないとか、そういった申請ではないんですね。そのの工事における被害額、工事費を出しますので、そういうところです。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、これで全て終わりですかね。

それでは、これで農林水産部に関する議案の質疑は終了したいと思いますのですが、ここで、3月末で川副部長が退任されますので、御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いします。

◎川副農林水産部長挨拶

○千綿委員長

それでは、これで農業委員会と農林水産部の方は退室していただいて結構でございます。委員の皆さんはちょっとだけお残りいただきたいと思います。

◎執行部退室

○千綿委員長

それでは、議案の質疑が終了いたしました。現地視察の希望はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないということでございます。

では、一応予備日として明日あったんですが、明日は開催しないということで、真つすぐ18日のまとめということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、本日の議案の審査は終了いたしました。

これで本日の経済産業委員会を終了いたします。